

事業概要

平成 25 年度

広島県東部厚生環境事務所

広島県東部保健所



目 次

I	概 況	
1	管内の概況	1
2	管内図・市町別主要指標	2
3	行政組織・業務内容	3
(1)	行政組織	3
(2)	沿革	4
4	常設の相談等実施計画	6
5	管内の状況一覧	7
II	主要事業の概要	
1	地域保健福祉対策	9
2	地域福祉活動対策	9
3	高齢者保健福祉対策	9
4	戦没者遺族等援護対策	10
5	災害対策	10
6	身体障害者(児)・知的障害者(児)福祉対策	10
7	児童福祉対策	10
8	母子・寡婦福祉対策	10
9	医療対策	11
10	健康づくり・栄養改善対策	11
11	たばこ対策	12
12	感染症対策	12
13	毒ガス障害者対策	13
14	歯科保健対策	13
15	精神保健福祉対策	13
16	難病対策	14
17	母子保健対策	14
18	生活衛生対策	14
19	環境保全対策	15
III	人口動態等	
(1)	人口の推移	17
(2)	人口の伸率	17
(3)	世帯数の推移	19
(4)	世帯数の伸率	19
(5)	人口動態総覧	21
(6)	選択死因死亡者数	22
(7)	主要死因の状況	22
(8)	悪性新生物の部位別状況	23

(9) 市町別出生者数・死亡者数の推移	24
(10) 人口動態統計	26

IV 事業の実施状況

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	27
(2) 衛生教育の実施状況	27
(3) 市町指導の状況	28
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	28
(5) 医師臨床研修受入れ状況	29

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	30
(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	31

身体障害者(児)福祉・知的障害者(児)福祉対策

(1) ろうあ者専門相談員の相談指導状況	32
----------------------	----

児童・母子（寡婦）福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	33
(2) 寡婦福祉資金の貸付状況	34

医療対策

(1) 病院・診療所の状況	35
(2) 立入検査及び使用許可件数	35

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	36
(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況	37
(3) 栄養・運動等指導の実施状況	37
(4) 健康増進事業実施状況	37

感染症対策

(1) 感染症発生状況	38
(2) 結核の状況	39
(3) 感染症発生に伴う指導状況	42
(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況	42
(5) エイズ相談及びH I V抗体検査の状況	43
(6) 健康教育実施状況	43
(7) 肝炎相談件数及び肝炎ウイルス検査の実施状況	44

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	45
(2) 相談事業の状況	45
(3) 市町指導・支援の状況	45

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	46
---------------------------	----

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	46
(3) 組織育成支援状況	46
(4) 相談指導実施状況	47
(5) 家庭訪問指導状況	47
(6) 普及啓発・人材養成実施状況	48

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況	49
(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況	51
(3) 相談事業の実施状況	52
(4) 電話相談及び面接相談等の状況	52
(5) 家庭訪問指導の状況	53
(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況	53
(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況	54
(8) アスベスト相談状況	55
(9) 毒ガス障害者相談員の相談状況	55

母子保健対策

(1) 養育医療給付受給者数	56
(2) 長期療養児療育相談指導の実施状況	56
(3) 自立支援医療(育成医療)給付受給者数の状況	57
(4) 不妊治療費助成の申請状況	57

食品衛生対策

(1) 施設数の状況	58
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	60
(3) 食品衛生監視指導状況	61
(4) 食品収去検査状況	63
(5) 集団食中毒発生状況	63

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況	64
(2) 狂犬病予防業務の状況	64

薬事対策

(1) 薬事等監視指導状況	65
(2) 毒劇物監視指導状況	66
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況	67
(4) 医薬品収去検査状況	68
(5) 献血状況	68
(6) 温泉監視指導状況	68

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況	69
(2) 土壌汚染, 化学物質対策の状況	69
(3) フロン回収破壊法登録事業者登録状況	70

(4) 公害苦情事案の取扱状況	70
(5) 水質事故事案の取扱状況	70
(6) 大気汚染測定網（常設）一覧表	71
光化学オキシダントに係る緊急時措置	71
(7) 環境調査の実施状況	72

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	73
(2) 産業廃棄物処理業許可状況	73
(3) 自動車リサイクル法登録・許可状況	74
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	74
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況	75
(6) 産業廃棄物に係る協議等	76

V その他の資料

(1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧	77
(2) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	78

I 概

況

1 管内の概況

(1) 所管区域

当所は、平成 16 年度から管内市町の合併が進み、平成 25 年 4 月 1 日現在の管内区域は、広島県東部の三原市（平成 17 年 3 月 22 日三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町が新設合併）、尾道市（平成 17 年 3 月 28 日御調郡御調町、向島町が編入合併、平成 18 年 1 月 10 日因島市、豊田郡瀬戸田町が編入合併）、世羅郡世羅町（平成 16 年 10 月 1 日世羅郡甲山町、世羅町、世羅西町が新設合併）の 2 市 1 町となっている。

管内の総面積は 1,034.35 km²で、県総面積の約 12.2%を占めている。また人口は、平成 25 年 3 月 31 日現在 260,471 人である。

地勢は、瀬戸内海沿岸部、島しょ部及び世羅台地を含む山間部とに大別される。沿岸部と島しょ部の一部は瀬戸内海国立公園に指定されている。

(2) 気候

気候は、地域によって変化に富む。沿岸部及び島しょ部の瀬戸内海地域は平均気温が 15℃前後と温暖で、年降水量が約 1,100 mmで県内でも雨量は少ない地域である。一方、内陸部は平均気温が 12-13℃と比較的低く、年降水量は約 1,300 mmの地域である。

(3) 産業

産業は、沿岸部では機械、造船、食品、繊維等の製造業が盛んである。尾道市の島しょ部は造船及び柑橘、野菜、花卉等の農業が盛んである。世羅町などの内陸部では米、野菜、果樹の栽培が盛んに行われ、食品加工や観光など第二次産業、第三次産業と連動した六次産業を目指している。

(4) 交通

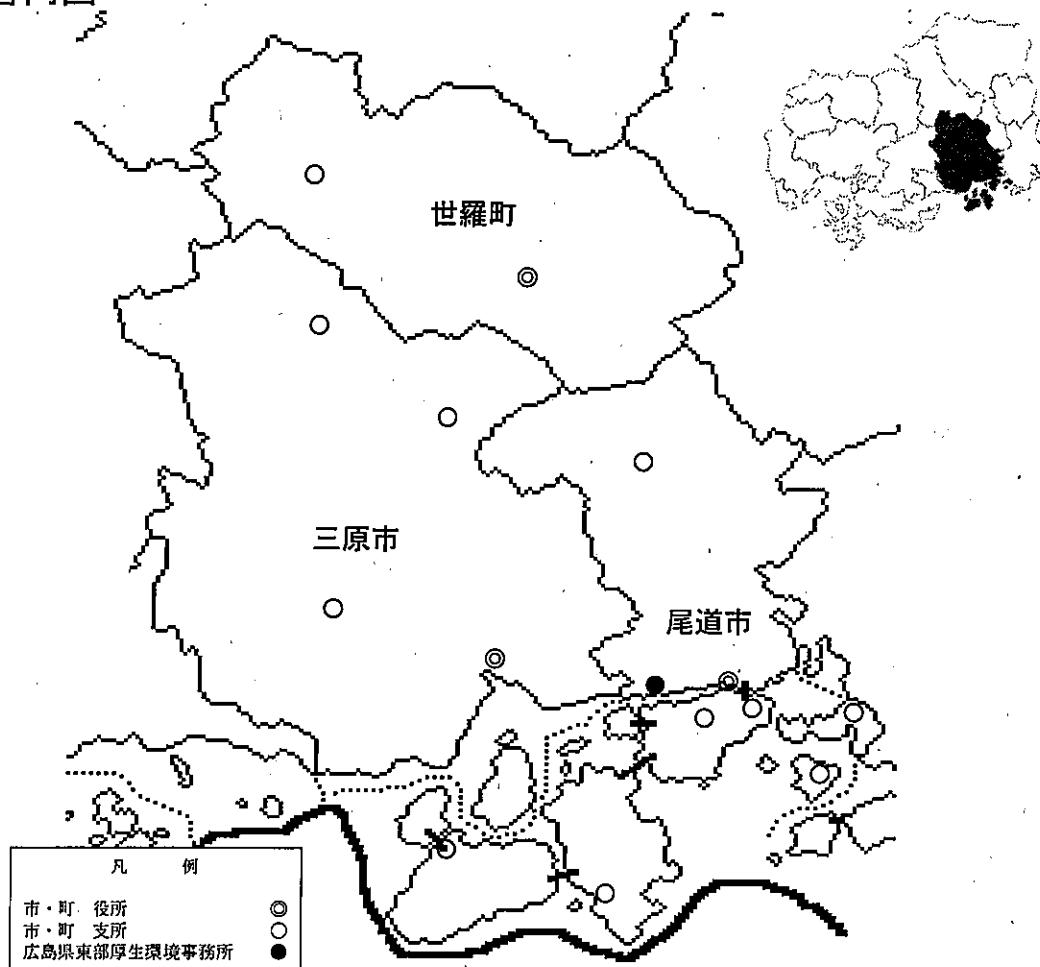
交通は、山陽新幹線、山陽本線、山陽自動車道、国道 2 号線が沿岸部の東西を貫き、国道 184 号線、県道三原東城線及び中国横断自動車道尾道松江線（平成 22 年 11 月尾道 JCT～世羅 IC 間暫定供用開始）が南北を結んでいる。また、島しょ部を西瀬戸自動車道（通称瀬戸内しまなみ海道）が南北に走り、中国地方と四国地方を結ぶ交通の結節点、中国四国地方の交通・物流の拠点となっている。

一方、中国、四国地方の拠点空港として平成 5 年 10 月に開港した広島空港には国内線 4 路線、国際線乗り継ぎ路線 1 路線（成田行き）、国際線 8 路線が就航している。

(5) その他

三原市において、平成 7 年度に開学した広島県立保健福祉短期大学が、より高度な専門知識と能力を備えた人材の養成を目指して、平成 12 年 4 月に看護師・保健師・理学療法士・作業療法士など 5 つの専門領域を持つ 4 年制大学に移行した。さらに、平成 17 年 4 月には、県立広島女子大学、広島県立大学、広島県立保健福祉大学が統合され、県立広島大学が開学した。平成 19 年 4 月には公立大学法人県立広島大学となり、三原キャンパスには保健福祉学部が設置され、引続き保健・医療・福祉の総合的な人材育成の拠点づくりを進めている。

2 管内図



市町別主要指標

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
面 積 (K m ²)	1,034.35	471.21	284.85	278.29
世 帯 数	112,558	42,508	63,350	6,700
総 人 口	260,471	98,627	144,310	17,534
0 歳 ~ 14 歳	31,043 (11.9)	12,321 (12.5)	16,845 ¹ (11.7)	1,877 (10.7)
15 歳 ~ 64 歳	147,479 (56.6)	56,810 (57.6)	81,493 (56.5)	9,176 (52.3)
65 歳 ~	81,949 (31.5)	29,496 (29.9)	45,972 (31.9)	6,481 (37.0)
人 口 密 度	251.8	209.3	506.6	63.0

(注1) 面 積…「平成24年度全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)

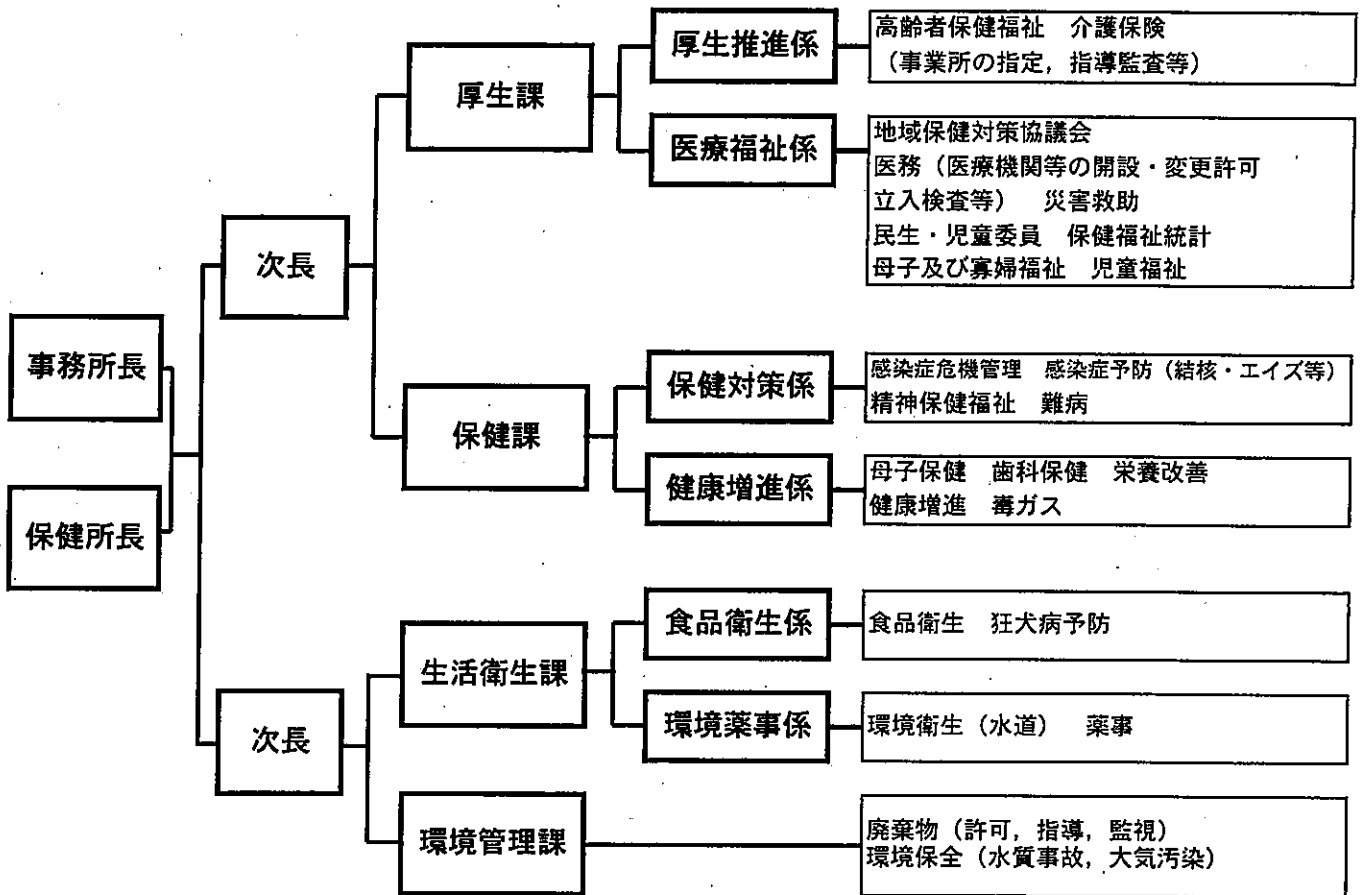
(注2) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」(総務省)[平成25年3月31日現在]

(注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

3 行政組織・行政内容

(1) 行政組織 (H25. 4. 1現在)



(2) 沿 革

尾三地域事務所厚生環境局		尾 三 地 域 保 健 所	
S26.10	御調, 世羅, 豊田地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	S17. 1	三原市宮沖町 107 に三原保健所を設置, 1 市 5 町 45 村を管轄
		S19.10	三原簡易保健健康相談所を三原保健所に統合
		S24.11	医務課, 予防課の課制施行
		S26. 7	医務課を総務課に課名称変更
		S28. 5	公衆衛生課を設置
		S36. 1	三原市糸崎町日檢山 1822-1 に犬焼却場を設置
		S36. 9	改築工事のため三原市宮沖町三丁目に仮庁舎を設置
		S37. 5	三原市宮沖町 107 に新庁舎竣工, 移転
		S42. 4	公衆衛生課を環境衛生課に課名称変更
		S48. 4	公害課, 試験検査課を設置
S31. 5	尾道, 豊田地方事務所にそれぞれ福祉課を設置	S53. 4	甲山保健所を統合, 1 市 6 町を管轄 予防課の係制を廃止, 保健指導課を設置
S39. 4	尾道市栗原西一丁目に尾道福祉事務所を設置, 3 市 9 町を管轄 社会課, 保護課, 児童家庭課の課制施行	S53. 6	三原市円一町 1834-65 に広島県三原合同庁舎竣工, 移動
S45. 4	御調郡向東町が尾道市へ合併, 3 市 8 町を管轄	S55. 3	動物愛護センターの新設により犬焼却場を廃止
S48. 4	児童家庭課を福祉課に課名称変更		
S51. 4	尾道市東御所町 11-20(元尾道労政事務所)に移転 福祉課を指導課に, 保護課を福祉課に課名変更		
S54. 6	尾道市古浜町 26-12 に広島県尾道合同庁舎竣工, 移転		
H 5. 4. 1	尾道福祉事務所, 三原保健所, 尾道保健所を統合し, 三原合同庁舎に三原総合福祉保健センター(三原福祉保健センター・三原保健所)を設置, 3 市 8 町を管轄 また, 尾道合同庁舎に尾道地域総合福祉保健センター(尾道地域福祉保健センター・三原保健所尾道支所)を設置, 2 市 2 町を管轄		
H 8.12. 2	三原市円一町 2 丁目 4-1 に住所変更(三原市の住居表示の実施による)		
H 9. 4. 1	老人保健福祉推進室を保健福祉推進室に改組		
H13. 4. 1	地方機関の再編整備により, 三原福祉保健センターは尾三地域事務所厚生環境局に, 三原保健所は尾三地域保健所に, また尾道地域福祉保健センターは厚生環境局尾道分室に, 三原保健所尾道支所は尾三地域保健所尾道分室に改組		
H14.4.1	厚生環境局尾道分室は尾三地域事務所厚生環境局に, 尾三地域保健所尾道分室は尾三地域保健所に統合		
H16.10.1	世羅郡 3 町 (甲山町, 世羅町, 世羅西町) が合併し, 世羅町が新設される		
H17.3.22	三原市, 豊田郡本郷町, 御調郡久井町, 賀茂郡大和町が合併し, 三原市が新設される		
H17.3.28	御調郡御調町, 御調郡向島町が尾道市へ合併 管内は 3 市 2 町となる		
H18.1.10	因島市, 豊田郡瀬戸田町が尾道市へ合併 管内は 2 市 1 町となる		
H21. 4. 1	地方機関の再整備により, 尾三地域事務所厚生環境局・尾三地域保健所は健康福祉局東部厚生環境事務所・東部保健所に改組 (福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所は健康福祉局東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所に改組)		

沿 革（尾道分室）

尾三地域事務所厚生環境局尾道分室	尾三地域保健所尾道分室
<p>S26.10 御調郡地方事務所に厚生課を設置</p> <p>S31.5 尾道地方事務所に福祉課を設置</p> <p>S39.4 尾道市栗原町西一丁目に尾道福祉事務所を設置，3市9町を管轄 社会課，保護課，児童家庭課の課制施行</p> <p>S45.4 御調郡向東町が尾道市へ合併，3市8町を管轄</p> <p>S48.4 児童家庭課を福祉課に課名称変更</p> <p>S51.4 尾道市東御所町11-20(元尾道労政事務所)に移転 福祉課を指導課に，保護課を福祉課に課名称変更</p> <p>S54.6 尾道市古浜町26-12に広島県尾道合同庁舎竣工，移転</p>	<p>S19.4 県立尾道診療院を主体に県立尾道相談所を合併し，尾道市久保町108-2に尾道保健所を設置，尾道市及び御調郡・沼隈郡の1市4町24村を管轄</p> <p>S19.10 簡易保健健康相談所を合併吸収 管轄区域の変更により御調郡の7村を編入 沼隈郡の4村が福山保健所の管轄となる</p> <p>S26.5 午前1時頃不慮の火災により庁舎が全焼 尾道市栗原町51-46において業務を行う</p> <p>S26.6 尾道市三軒家町に仮保健所を開設</p> <p>S27.8 尾道市久保町108-2(旧庁舎跡)に新庁舎竣工，移転</p> <p>S36.10 因島市に尾道保健所因島駐在所を設置</p> <p>S38.4 因島保健所が設置され，管轄区域の因島市が因島保健所の管轄になる</p> <p>S39.4 管轄区域の変更により沼隈郡内海町，松永市が福山保健所の管轄になる</p> <p>S48.4 試験検査室を設置 環境衛生課に公害係を設置</p> <p>S54.6 尾道市古浜町26-12に尾道合同庁舎竣工 尾道市東久保町7-28の旧庁舎から合同庁舎に移転する</p> <p>S60.6 因島保健所が廃止され，因島市が管轄区域に編入 尾道市，因島市，御調町，向島町の2市2町を管轄</p>
<p>H5.4.1</p> <p>H9.4.1</p> <p>H13.4.1</p> <p>H14.4.1</p>	<p>尾道福祉事務所，三原保健所，尾道保健所を統合し，三原合同庁舎に三原総合福祉保健センター(三原福祉保健センター・三原保健所)を設置，3市8町を管轄 また，尾道合同庁舎に尾道地域総合福祉保健センター(尾道地域福祉保健センター・三原保健所尾道支所)を設置，2市2町を管轄</p> <p>地域調整室を廃止</p> <p>地方機関の再編整備により，尾三地域事務所厚生環境局尾道分室・尾三地域保健所尾道分室に改組</p> <p>厚生環境局尾道分室は尾三地域事務所厚生環境局に，尾三地域保健所尾道分室は尾三地域保健所に統合</p>

4 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(平成25年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
精 神 保 健 対 策	精 神 保 健 福 祉 相 談	偶 数 月 第 3 水 曜 日	13 : 30 ~ 16 : 00	診 察 ・ 処 置 室	(予 約 制)
精 神 保 健 対 策	ひ き こ も り 相 談	奇 数 月 水 曜 日 (1 回 / 月)	13 : 30 ~ 16 : 00	東 部 建 設 事 務 所 三 原 支 所	(予 約 制)
感 染 症 対 策	HIV 抗 体 検 査 及 び エ イ ズ 相 談	第 2 ・ 第 4 水 曜 日	9:00~11:30, 15:00~16:30	相 談 室 及 び 診 察 ・ 処 置 室	(予 約 制)
感 染 症 対 策	肝 炎 ウ イ ル ス 検 査 及 び 相 談	第 2 ・ 第 4 水 曜 日	9:00~11:30	相 談 室 及 び 診 察 ・ 処 置 室	(予 約 制)
健 康 づ く り ・ 栄 養 改 善 対 策	ア レ ル ギ ー 疾 患 相 談 事 業	第 3 火 曜 日	13:30~15:30	指 導 室	(予 約 制)
毒 ガ ス 障 害 者 対 策	毒 ガ ス 障 害 者 相 談	毎 週 月 曜 日	9:00~16:00	東 部 厚 生 環 境 事 務 所 ・ 保 健 所 サ テ ラ イ ト	

5 管内の状況 一覧(その1)

(平成25年3月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町	備 考
(※) 保 育 所 公 立	-						
(※) 保 育 所 私 立	-						
(※) 母 子 生 活 支 援 施 設	-						
(※) 児 童 館	-						
(※) 児 童 遊 園	-						
(※) 身 体 障 害 者 (児) 人 数	-						
(※) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-						
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	19	2	6	2	5	4	平成25年4月1日現在
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	119	31	54	9	21	4	平成25年4月1日現在
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	426	128	183	26	72	17	平成25年4月1日現在
病 院	25	13	11	1			
病 院 病 床 数	4,537	2,453	1,929	155			
一 般 診 療 所	224	74	140	10			
歯 科 診 療 所	130	54	69	7			
助 産 所	7	4	2	1			
施 術 所	199	57	136	6			
衛 生 検 査 所	1	0	1	0			
給 食 施 設 数	250	85	148	17			

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

5 管内の状況 一覧(その2)

(平成25年3月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町	備 考
食品関係施設数(要許可)	5,180	1,851	2,890	439			
食品関係施設数(不要許可)	2,676	957	1,540	179			
食品関係条例対象施設数	721	221	450	50			
犬の登録頭数	14,747	5,745	7,524	1,478			
(※) 旅 館	-						
(※) 公 衆 浴 場	-						
(※) 興 行 場	-						
(※) 理 容 所	-						
(※) 美 容 所	-						
(※) クリーニング所	-						
(※) 水道用水供給水道	-						
(※) 上 水 道	2			1	1		
(※) 簡 易 水 道	26	5		7	3	11	
(※) 専 用 水 道	-						
薬局(既存薬局を含む。)	175	58	111	6			
店 舗 販 売 業	45	16	24	5			
既存一般販売業	-	-	-	-			
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	32	12	19	1			
既存薬種商等	-	0	0	0			
特 例 販 売 業	1	1	0	0			
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	116	47	65	4			
管理医療機器販売業・賃貸業	1,298	492	707	99			
麻 薬 取 扱 者	648	221	404	23			平成24年12月31日現在
温 泉 利 用 施 設	-						
ばい煙発生施設	242	123	95	24			
ばい煙関係特定施設	31	18	10	3			
揮発性有機化合物排出施設	6	3	2	1			
一般粉じん発生施設	32	12	13	7			
特定粉じん発生施設	-	0	0	0			
粉じん関係特定施設	99	40	42	17			
第一種フロン類回収業者(事業者数)	28	14	14	0			
P C B 廃 棄 物 保 管 専 業 所	147	66	75	6			
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画回策定事業所	57	26	27	4			
ダイオキシン関係特定施設	31	11	6	14			
水質汚濁関係特定事業場	1,038	375	564	99			
汚水等関係特定事業場	165	61	86	18			
汚 染 土 壌 処 理 業	-	0	0	0			
(※) ごみ処理施設焼却施設	-						
(※) R D F 施 設	-						
(※) 資 源 化 施 設 (RDF施設を除く)	-						
(※) 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-						
(※) し 尿 処 理 施 設	-						
産業廃棄物収集運搬業	380	151	192	37			
産業廃棄物処理業者	441	174	223	44			
うち優良認定		0	0	0			
中間処理施設	87	28	47	12			
うち熱回収		0	0	0			
最終処分場	20	13	6	1			
産業廃棄物事業場外保管届	-	0	0	0			
自動車リサイクル引取業者	95	26	55	14			
フロン類回収業者	37	11	19	7			
解体業者	10	2	5	3			
破砕業者	5	1	4				

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

(注3) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

住民に身近な市町で保健福祉サービスを地域の実情などに沿って総合的に担っていくことを可能にする観点での権限移譲を円滑に推進する。また、地域保健法に基づく地域保健及び地域福祉に係る広域的・専門的・技術的拠点として、市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健福祉対策を推進する。

(1) 情報収集管理

管内市町及び関係機関と保健・福祉情報の共有化を推進するため、必要な情報の収集を行うとともに適切な情報の提供に努める。

(2) 人材育成と資質の向上

ア 地域保健福祉に関わる関係者に対して、機能強化のための研修等を企画・実施し、その資質の向上と活動の充実強化を図るよう支援する。

イ 少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスへの需要が拡大している。このような状況に対応するため、保健福祉関係大学等の学生を受け入れ、時代に即応した知識・技術が習得できるよう効果的な実習指導を行い、人材の育成を支援する。

(3) 地域保健対策協議会活動

管内において、市町及び医師会など保健・医療・福祉の関係機関や団体によって、地域住民の健康の保持増進に寄与することを目的として、「尾三地域保健対策協議会」が組織されている。

この協議会では、各種講演会やセミナーの開催、精神保健福祉対策等に係る調査・研究事業及び各種職能団体の自主的研修活動等への育成・指導事業を実施している。

管内の保健・医療・福祉水準の向上を図るため、この協議会の円滑な運営や事業実施を支援する。

2 地域福祉活動対策

平成 25 年 4 月 1 日現在の管内の民生委員・児童委員は 691 人である。

それぞれの地域で住民が安心して暮らせるよう、行政機関等と連携しながら、住民の福祉の増進、子どもに関する相談・支援など多岐にわたる活動を行っている。

3 高齢者保健福祉対策

平成 25 年 3 月 31 日現在の管内の高齢者数は 82,062 人で、高齢化率は 32.5% となっており、県平均 (25.1%) を大幅に上回っている。

こうした高齢化の進展を踏まえ、平成 24 年 3 月に策定した第 5 期ひろしま高齢者プラン《介護保険事業支援計画》(平成 24~26 年度)に基づく、市町介護保険事業計画の実施を支援する。保険者等との連携を図りながら安心できる介護サービス提供体制づくりを推進し、介護サービスの質の向上と給付の適正化を推進するとともに、介護保険制度の安定的な運営を図る。

(1) 介護保険制度の安定的な運営

介護保険制度の安定的な運営を確保するため、保険者である市町の指導、支援を実施するとともに、介護サービスの質の確保と介護給付の適正化を図るため、介護

サービス事業者に対する実地指導等を計画的に実施する。

また、市町と緊密な連携を図り、事業者指定を行う。

なお、平成 25 年 4 月 1 日現在の管内介護保険指定事業所・施設の指定状況は次のとおりとなっている。

① 指定居宅介護支援事業所	119
② 指定居宅サービス事業所（介護予防事業所）	426（409）
③ 介護療養型医療施設	12

(2) 高齢者の自立生活の支援と地域づくり

平成 18 年度から、市町の「地域支援事業」として介護予防事業、包括的支援事業等を実施してきており、高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、管内 14 箇所の地域包括支援センターを中心とした取組みの一層の推進を支援する。

4 戦没者遺族等援護対策

市町等が行う戦没者追悼式等に出席し哀悼の意を表するほか、8 月 15 日政府主催の全国戦没者追悼式に遺族代表の派遣を行う。

5 災害対策

広島県地域防災計画に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査する。さらに、災害救助法が適用された場合は、市町長の災害救助活動及び防疫活動を支援する。

6 身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策

平成 16 年 3 月に、障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を基本目標とした「広島県障害者プラン」を策定し、平成 25 年度まで総合的な障害者施策を推進することとしている。

また、平成 15 年 4 月に施行された支援費制度及び平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法を経て、平成 25 年 4 月には地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されている。

これらの施策及び制度が円滑に運営されるよう、市町及び事業者に対して必要な支援・指導を行う。

7 児童福祉対策

児童を将来の社会の担い手として、健全に育成することは重要な課題であるため、子育てを支援する環境づくりを促進し、児童福祉思想の普及啓発に努めるとともに各種の施策を推進する。

8. 母子・寡婦福祉対策

母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため母子・寡婦福祉資金の貸付を行っている。

平成 24 年度の新規貸付は 59 件 65,262 千円で、修学資金貸付額が約 8 割を占めている。

9 医療対策

(1) 医療施設の指導

管内の医療機関は、平成 25 年 3 月 31 日現在、病院が 25 施設、一般診療所が 224 施設、歯科診療所は 130 施設ある。

これら医療施設の適正な医療の確保を図るため、主に病院、有床診療所を対象として立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設設備、管理の適正等について指導している。

なお、24 年度は、管内の病院 25 施設、有床診療所 8 施設について立入検査を実施している。

(2) 救急医療対策

休日夜間救急診療所及び在宅当番医制により地域住民のための初期救急医療が確保されている。

また、病院群輪番制により、休日又は夜間の重症救急患者を対象とした二次救急医療が確保されている。

小児救急医療体制については、初期救急医療は尾道地区及び三原地区にそれぞれ 1 施設ずつ、二次救急医療は 24 時間 365 日体制の拠点病院が尾道地区に 1 施設整備されている。

10 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康ひろしま 21 圏域推進事業

平成 25 年 3 月に改定された「健康ひろしま 21 圏域計画（第 2 次）」の推進に向け、「健康ひろしま 21 計画委員会」において、保健・医療・職域等の関係機関が連携し、住民の主体的な健康づくりを支援する体制整備に努める。

また、市町において策定された健康増進計画の推進及び評価のための支援を行う。

(2) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患は増加傾向にあり、治療等についても膨大な情報が氾濫し、正しい情報の取捨選択が困難となっている。そのため、生活を中心とした相談事業を継続的に実施し、子育て支援及び健やかな生活を支援する。

また、平成 25 年度は食物アレルギー対策会議を設置し、幼児等を対象としてアレルギー疾患に関する実態把握を行い、圏域の課題解決にむけ協議する。

(3) 食育推進対策

食育の普及啓発や推進体制の整備など食育の推進を図るとともに、食育に関する情報収集や市町において策定された食育推進計画の推進のための支援を行う。

(4) 栄養改善対策

特定給食施設等における栄養管理状況を把握し、献立作成基準に基づいた給食業務が運営され、施設内での食環境の整備がなされるよう指導・助言を行う。管内の給食施設（194 施設）に対し、指導・助言を行うとともに、給食施設間のネットワークづくりを推進する。

食品関係業者に対する表示相談・指導については、健康増進法第26条「特別用途表示の許可」、第31条「栄養表示基準」、第32条の2「誇大表示の禁止」の規定に基づいて随時行う。

地域における栄養改善業務を効果的に展開するため、市町栄養士等と連携し情報共有を図るとともに、資質向上のため支援を行う。

11 たばこ対策

禁煙週間を中心とした庁舎敷地内全面禁煙の実施や企画展等を開催し、禁煙指導や受動喫煙防止の普及啓発を行う。

また、飲食店及び料理店等への個別訪問により、禁煙・受動喫煙防止に係る啓発や健康生活応援店への認証参加を呼びかけ、飲食店及び料理店の禁煙・分煙を推進し、禁煙・受動喫煙防止を図る。

12 感染症対策

(1) 危機管理

感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者の人権に配慮した迅速かつ的確な対処を図るとともに、二次感染の防止に努める。

(2) 感染症発生動向調査

1類感染症から5類感染症のすべての疾病を対象に感染症の発生状況及び流行実態の早期把握を図り、週単位(一部月単位)での情報収集と還元情報の提供を行う。

(3) 結核予防

結核患者に対し、関係機関との連携のもとに確実な治療を支援する。また、接触者の検診により、感染・発病の早期発見・予防に努める。

(4) エイズ予防

来所及び電話による相談及びHIV抗体検査を進めるほか、住民に対する正しい知識の普及啓発に努める。

(5) 性感染症予防

若者の性感染症が増加していることから、管内の中学、高校を対象に性感染症の予防について、正しい知識の普及啓発に努める。

(6) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え、感染拡大を可能な限り抑制するとともに、地区医師会や関係医療機関等と連携し、適切な医療提供体制の構築に努める。

(7) 肝炎対策

来所及び電話による肝炎ウイルス相談及び肝炎ウイルス検査を行い、肝炎ウイルス持続感染者の早期発見、早期に適切な治療に結びつける。更に肝炎ウイルス検査推進会議で早期発見、早期治療に繋げる体制作りを推進する。

また、肝炎ウイルス持続感染者の「肝疾患患者フォローアップシステム」の登録・支援等を行い、適切な肝炎医療に繋げることにより、『肝がん』による死亡者の減少を図る。

肝炎ウイルス治療費等助成制度の円滑実施に努める。

13 毒ガス障害者対策

管内の毒ガス障害者について、毒ガス障害者相談員とともに健康管理等に関する相談に助言指導を行い、障害者の健康の保持及び福祉向上を図る。

14 歯科保健対策

平成 23 年 3 月 14 日に施行された「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」の基本理念に沿って歯科保健に関する普及啓発に努める。

また、この条例に基づき、平成 25 年 3 月に「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」が 5 年計画で策定されている。

地域における歯科保健事業を効果的に展開するため、各市町歯科衛生連絡協議会の円滑な運営や事業の実施を支援する。

15 精神保健福祉対策

(1) 医療対策の推進及び危機管理体制の整備

ア 適正医療と人権

精神障害者に対して、精神保健福祉法に基づく入院措置の適正な運用を図り、その治療と福祉の向上に努める。

また、精神科病院への実地指導等を行い、入院者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

イ 危機管理体制

精神保健福祉法第 27 条の措置診察を迅速でより人権に配慮した診察とするため、休日における輪番制により医師の確保体制を整備する。

また、関係機関と連絡会議（警察、消防署、精神科病院、地域生活支援センター、市町等）を実施し、精神保健に係る緊急対応の円滑な推進を図る。

(2) 精神保健福祉対策の推進

ア 地域精神保健福祉活動

困難性や緊急性の高い事例を中心に、家庭訪問及び相談、退院前関係者連絡会議等を実施し、精神保健福祉関係機関が連携して精神障害者の地域生活への移行や地域定着のための支援体制を整備する。

イ 精神保健福祉相談事業

住民が心の健康を保持し、健全な社会生活が営めるよう精神保健福祉相談を実施する。特に、さまざまな要因によって社会的なひきこもり状態にある本人及び家族等に対しては、ひきこもり相談及び家族のつどい等を実施し、適切な支援を図る。

(3) 自殺予防対策推進事業

自殺予防対策推進連絡会議を開催し、関係機関との連携により地域ネットワークの形成を図り自殺予防対策を推進する。

また、うつ病の早期発見・早期治療に向けた医療・職域との連携により地域支援体制整備の促進を図る。

16 難病対策

特定疾患及び小児慢性特定疾患の患者、家族を対象に医療、保健、福祉、教育等に関する相談事業等を実施し、不安の解消、医療・福祉の向上等を図るとともに、難病患者の会が行う主体的な活動に対して、適切な情報提供、助言等の側面支援を行う。

(平成 25 年 3 月 31 日現在の管内の特定疾患承認者数 2,012 人、小児慢性特定承認者数 242 人)

17 母子保健対策

(1) 未熟児対策

入院養育の必要な未熟児に対し、医療給付を行っていたが、平成 25 年度から市町に権限移譲されている。

管内の実施状況等の把握、評価及び分析を行い、市町に対し、未熟児養育事業の円滑な実施のために必要な支援を行う。

(2) 心身障害児対策

ア 先天性代謝異常等検査での要精密検査対象者等の保護者に対して保健指導等の支援を行い、保護者の不安の軽減、早期治療、障害の予防を図る。

イ 自立支援医療費の給付(育成医療)

確実な治療効果が期待できる身体上の障害を持つ児童に対し医療給付を行っていたが、平成 25 年度から市町に権限移譲されている。

(3) 不妊治療支援事業

特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

平成 25 年度から一部の治療に対する助成金額の上限が変更となった。

(4) 長期療養児療育相談指導事業

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対して、家庭看護、日常生活等に関する相談指導や関係機関との連絡調整を行い、日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

18 生活衛生対策

(1) 食品衛生対策

生産から消費に至る総合的な食品の安全・安心の確保を目的として、「広島県食品の安全に関する基本方針」が平成 15 年 3 月に策定され、また、その具体的な行政、生産者、事業者及び消費者の取り組みとして第 4 期「食品の安全に関する推進プラン」が平成 24 年 3 月に取りまとめられた。

この推進プラン及び食品衛生法に基づき策定された平成 24 年度広島県食品衛生監視指導計画等より、次の事項を重点的に実施し、食品の安全・安心の確保に努める。

ア 食中毒等食品事故発生の高リスクの高い施設(大量調理施設、広域流通食品製造施設、かき処理施設等)に対する重点的、効果的な監視指導

イ 管内で製造・加工された食品及び流通している食品や農産物等の収去検査

ウ 食品関係事業者や消費者に対する食中毒防止や食品表示講習会等による普及啓発の推進

エ 「広島県食品自主衛生管理認証制度」等による自主衛生管理の推進

(2) 生活衛生対策

生活衛生営業施設に係る許認可及び監視業務に係る権限については、管内市町への移譲を完了しているが、「生活衛生事務調整会議」の開催を通じて公衆衛生の確保に係る連携を継続し、当該業務の関係機関における円滑な運用を図る。

(3) 水道対策

快適で安心できる県民生活の実現に資するため、渇水や地震等災害に強く持続可能な水道施設の整備を指導する。

また、水道水の安全を確保するため、簡易水道施設の立入検査を実施し、クリプトスポリジウム等の対策等について監視指導するとともに、河川等の水源及び水道施設への有害物の流入など水質事故発生時における危機管理体制の一層の充実を図る。

(4) 薬事対策

ア 医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、不良・不正医薬品の排除及び医薬品等の適正な管理を図るため、薬局・医薬品等販売施設への立入検査及び医薬品の収去検査を実施する。

イ 毒物劇物の取締指導、農薬の危害防止、けしの不正栽培等の監視指導を実施する。

ウ 医療が必要とする安全性の高い血液を確保するため、400ml 献血、成分献血の推進を図るとともに、管内市町の献血組織の育成及び積極的な広報活動を展開し、献血思想の普及に努める。

エ 近年、覚せい剤・シンナー等の薬物乱用は、若年層に浸透する等大きな社会問題となっている。このため、「広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会」等の関係団体、関係機関と連携を図り、街頭キャンペーンや健康まつり等において薬物乱用防止の啓発活動を行う等、薬物乱用の撲滅に努める。

19 環境保全対策

(1) 大気汚染

大気汚染の状況を監視するため、三原市内2か所及び尾道市内1か所で大気汚染物質や気象状況を常時測定し、オキシダント注意報等大気汚染に係る緊急の発令時には、関係工場に対して協力を求める。

また、大気汚染防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例の規制対象となっている工場・事業場の立入検査等を行う。

(2) アスベスト対策

アスベストの環境モニタリング調査を実施するとともに、大気汚染防止法の規制対象となっている特定粉じん排出等作業の立入検査等を行う。

(3) 水質汚濁

公共用水域等の水質汚濁の状況を監視するため、河川及び海域の水質を定期的に調査するとともに地下水の水質を調査する。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例の規制対象となっている工場・事業場の立入検査及び排水検査を实

施するとともに、公共下水道の認可区域外の区域について、生活排水による汚濁を防止するため、関係市町と連携して浄化槽の設置を推進し、総合的な水質汚濁防止に努める。

(4) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、立入検査を実施する。

(5) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となっている工場・事業場の立入検査等を行い、特定施設の設置者に排ガス、燃え殻及びばいじんに係る測定や規制基準遵守を指導する。

(6) 一般廃棄物

各市町におけるごみの排出抑制、減量化及びリサイクルの推進を図るよう指導する。

(7) 産業廃棄物

産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進するとともに、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物多量排出事業者等に立入検査等を実施する。

また、陸・海・空からの監視パトロールを関係機関と連携して実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努める。

(8) 環境教育・環境学習の推進

小中学生をはじめ県民を対象に環境学習機材の提供や支援を行い、地域に根ざした環境保全活動の推進を図る。

また、広島県環境基本計画に基づく県民総ぐるみの地球環境保全への取組みを推進するため、環境保全に関する意識啓発及び広報普及に努める。

(9) 公害苦情事案

公害に関する苦情について住民の相談に応じ、苦情処理のために必要な調査、指導及び助言等を行い、迅速かつ適正な処理に取り組む。

Ⅲ 人 口 動 態 等

(1) 人口の推移

(単位:人)

区 分	平成12年	平成17年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
三原市	82,081	104,197	102,942	102,240	101,258	100,444	99,636	98,627
尾道市	92,586	114,494	150,488	149,335	148,398	147,149	145,937	144,310
因島市	28,187	26,677						
本郷町	10,971							
瀬戸田町	9,606	9,061						
御調町	8,111							
久井町	5,574							
向島町	16,710							
甲山町	6,875							
世羅町	8,768	18,860	18,862	18,524	18,269	18,010	17,753	17,534
世羅西町	4,047							
管内	273,516	273,289	272,292	270,099	267,925	265,603	263,326	260,471
広島県	2,878,915	2,876,642	2,864,167	2,859,300	2,856,308	2,852,728	2,846,680	2,836,043

(注) 1 平成12年,17年は国勢調査人口(日本人人口)である。

2 平成17年以後は合併後の新市・町の数値。(三原市には大和町を含む)

(2) 人口の伸率

(単位:%)

区 分	12年~17年	17年~20年	20年~21年	21年~22年	22年~23年	23年~24年	24年~25年
三原市	26.9	△ 1.2	△ 0.7	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.8	△ 1.0
尾道市	23.7	31.4	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.8	△ 1.1
因島市	△ 5.4						
本郷町							
瀬戸田町	△ 5.7						
御調町							
久井町							
向島町							
甲山町							
世羅町	115.1	0.0	△ 1.8	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.2
世羅西町							
管内	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.9	△ 1.1
広島県	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.4

(注) 1 三原市の12~17年の伸び率は合併を加味した数値である。

2 尾道市の12~17年及び17年~20年の伸び率は合併を加味した数値である。

3 世羅町の12~17年の伸び率は合併を加味した数値である。

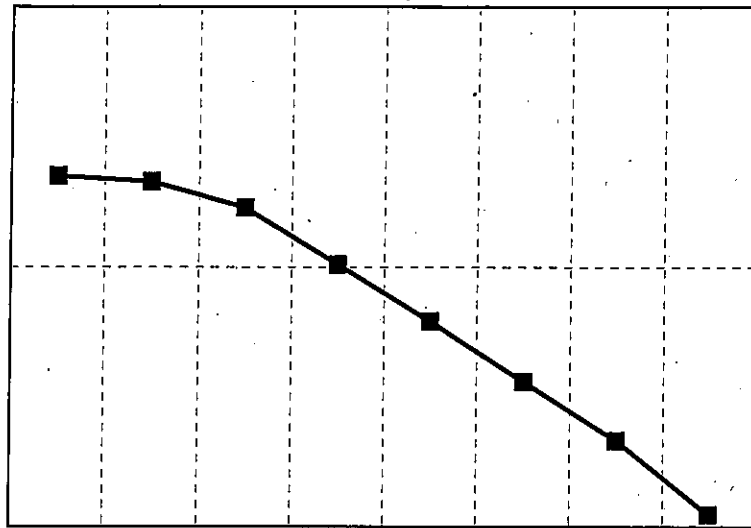
管内人口の推移

(単位:人)

280,000

270,000

260,000



■ 管内人口

平成12年 平成17年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年

県内人口の推移

(単位:人)

2,900,000

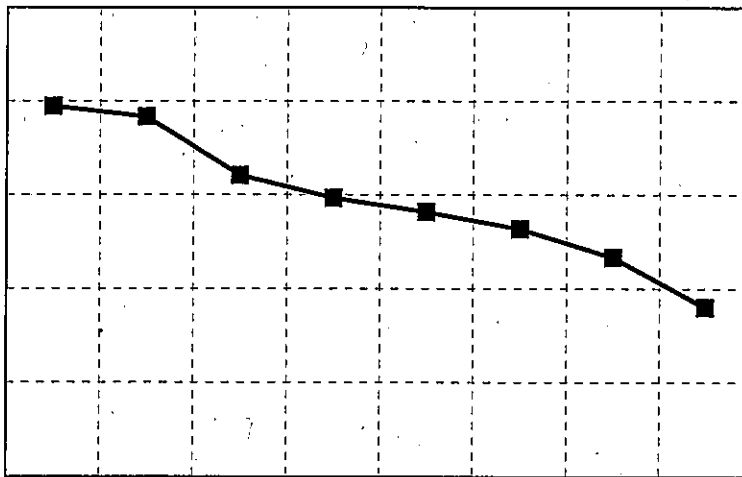
2,880,000

2,860,000

2,840,000

2,820,000

2,800,000



■ 県内人口

平成12年 平成17年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年

(3) 世帯数の推移

(単位:世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
三原市	30,789	39,904	42,684	42,792	43,774	42,798	42,772	42,713
尾道市	34,087	43,582	62,879	63,078	63,313	63,304	63,484	63,574
因島市	10,999	10,918						
本郷町	3,612							
瀬戸田町	3,566	4,136						
御調町	2,431							
久井町	1,760							
向島町	5,993							
甲山町	2,288							
世羅町	2,842	6,586	6,785	6,725	6,721	6,720	6,724	6,743
世羅西町	1,363							
管内	99,730	105,126	112,348	112,595	113,808	112,822	112,980	113,030
広島県	1,099,536	1,145,282	1,209,084	1,217,486	1,226,633	1,247,501	1,239,126	1,245,350

(注) 1 平成12年,17年は国勢調査人口(日本人人口)である。

2 平成17年以後は合併後の新市・町の数値。(三原市には大和町を含む)

(4) 世帯数の伸率

(単位:%)

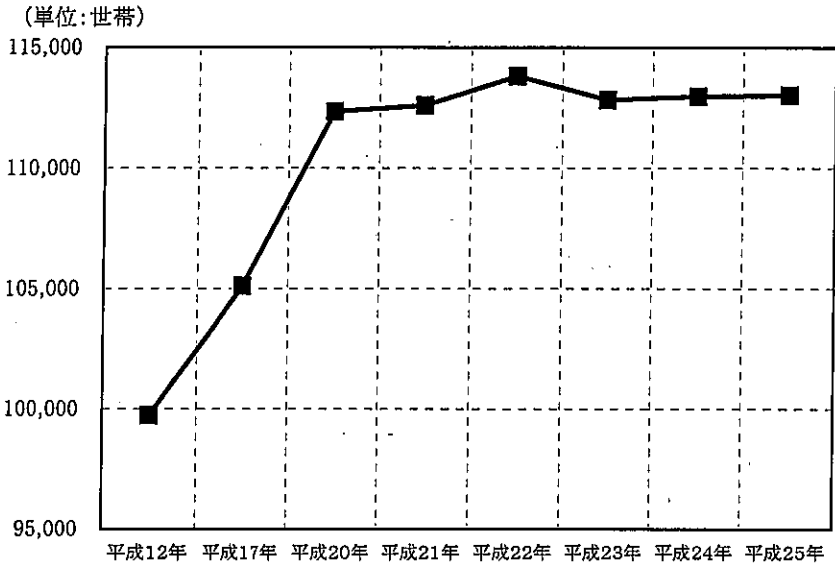
区分	12年~17年	17年~20年	20年~21年	21年~22年	22年~23年	23年~24年	24年~25年
三原市	29.6	7.0	0.3	2.3	△ 2.3	△ 0.1	△ 0.1
尾道市	27.9	44.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.1
因島市							
本郷町							
瀬戸田町							
御調町							
久井町							
向島町							
甲山町							
世羅町	131.7	3.0	△ 0.9	△ 0.1	0.0	0.1	0.3
世羅西町							
管内	5.4	6.9	0.2	1.1	△ 0.7	0.1	0.0
広島県	4.2	5.6	0.7	0.8	1.0	△ 0.7	0.5

(注) 1 三原市の12~17年の伸び率は合併を加味した数値である。

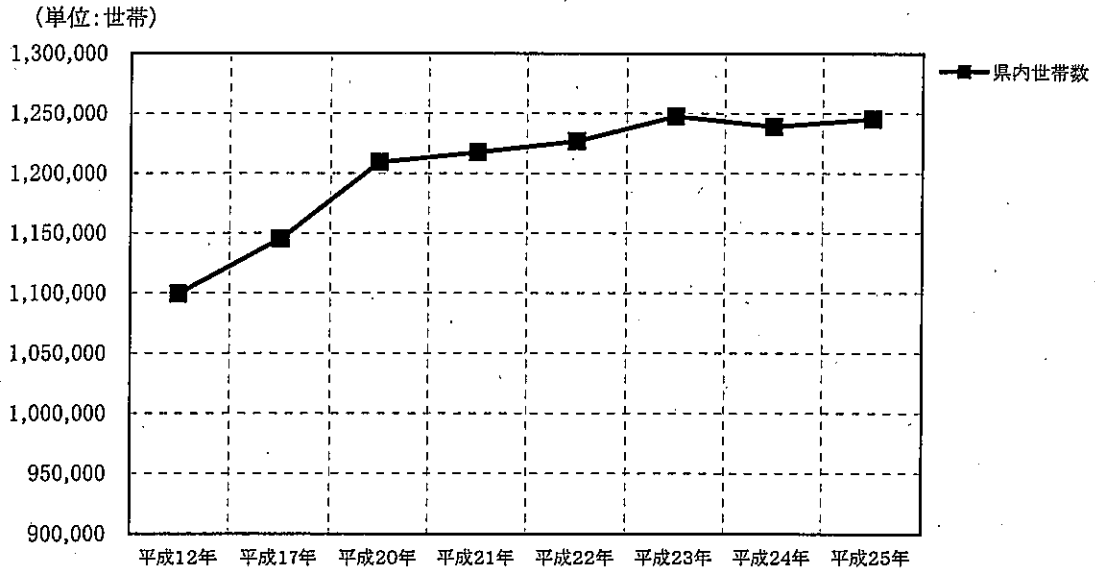
2 尾道市の12~17年及び17年~20年の伸び率は合併を加味した数値である。

3 世羅町の12~17年の伸び率は合併を加味した数値である。

管内世帯数の推移



県内世帯数の推移



(5) 人口動態総覧

(単位:人)

(平成23年)

区分	出生児数	死亡者数		死産数			周産期死亡数			婚姻件数	離婚件数	
		乳児	新生児	自然	人工	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡					
三原市	756	1,172	1	-	14	9	5	3	3	-	443	146
尾道市	993	2,032	3	2	32	17	15	6	5	1	593	230
世羅町	100	319	1	-	3	1	2	1	1	-	49	29
管内	1,849	3,523	5	2	49	27	22	10	9	1	1,085	405
広島県	25,469	28,608	53	20	605	277	328	95	80	15	14,849	5,133
全国	1,050,806	1,253,066	2,463	1,147	25,751	11,940	13,811	4,315	3,491	824	661,895	235,719

(注) 平成23年人口動態統計年報による。

(平成23年)

区分	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	乳児 死亡率 (出生千対)	新生児 死亡率 (出生千対)	死産率			周産期死亡率			婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)
					(出生千対)	自然	人工	(出生千対)	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡		
三原市	7.5	11.7	1.3	-	18.2	11.7	6.5	4.0	4.0	-	4.4	1.45
尾道市	6.7	13.8	3.0	2.0	31.2	16.6	14.6	6.0	5.0	1.0	4.0	1.56
世羅町	5.6	17.7	1.0	-	29.1	9.7	19.4	9.9	9.9	-	2.7	1.61
管内	7.0	13.3	2.7	1.1	25.8	14.2	11.6	5.4	4.8	0.5	4.1	1.52
広島県	9.0	10.1	2.1	0.8	23.2	10.6	12.6	3.7	3.1	0.6	5.3	1.82
全国	8.3	9.9	2.3	1.1	23.9	11.1	12.8	4.1	3.3	0.8	5.2	1.87

(注) 平成23年人口動態統計年報による。

(6) 選択死因死亡者数

(単位:人)

(平成23年)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 率	広 島 県	県 率
総 数	3,523	1,172	2,032	319	100.0	28,608	100.0
結 核	9	3	6	-	0.3	52	0.2
悪 性 新 生 物	999	360	560	79	28.4	8,151	28.5
糖 尿 病	50	9	35	6	1.4	336	1.2
高 血 圧 性 疾 患	23	1	20	2	0.7	153	0.5
心 疾 患	591	193	348	50	16.8	4,770	16.7
脳 血 管 疾 患	372	125	214	33	10.6	2,672	9.3
大 動 脈 瘤 及 び 解 離	34	10	20	4	1.0	334	1.2
肺 炎	347	122	190	35	9.8	2,997	10.5
慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	54	16	36	2	1.5	418	1.5
喘 息	4	1	3	-	0.1	45	0.2
肝 疾 患	42	11	30	1	1.2	355	1.2
腎 不 全	74	23	42	9	2.1	661	2.3
老 衰	157	53	86	18	4.5	1,292	4.5
不 慮 の 事 故	131	40	74	17	3.7	1,010	3.5
自 殺	68	27	36	5	1.9	553	1.9
そ の 他	568	178	332	58	16.1	4,809	16.8

(注) 平成23年人口動態統計年報による。

(7) 主要死因の状況

(平成23年)

区 分	管 内			広 島 県			全 国		
	順 位	率 (人口10万対)	総 死 亡 に 対 する 割 合 (%)	順 位	率 (人口10万対)	総 死 亡 に 対 する 割 合 (%)	順 位	率 (人口10万対)	総 死 亡 に 対 する 割 合 (%)
総 数	-	1,326.4	100.0	-	1013.0	100.0	-	948.7	100.0
悪 性 新 生 物	1	376.1	28.4	1	288.6	28.5	1	283.2	29.8
心 疾 患	2	222.5	16.8	2	168.9	16.7	2	154.5	16.3
脳 血 管 疾 患	4	140.1	10.6	4	94.6	9.3	4	98.2	10.3
肺 炎	3	130.6	9.8	3	106.1	10.5	3	98.9	10.4
老 衰	5	59.1	4.5	5	45.8	4.5	6	41.4	4.4
不 慮 の 事 故	6	49.3	3.7	6	35.8	3.5	5	47.1	5.0
自 殺	7	25.6	1.9	7	19.6	1.9	7	22.9	2.4
肝 疾 患	8	15.8	1.2	8	12.6	1.2	8	13.0	1.4
高 血 圧 性 疾 患	9	8.7	0.7	9	5.4	0.5	9	5.6	0.6
結 核	10	3.4	0.3	10	1.8	0.2	10	1.7	0.2

(注1) 平成23年人口動態統計年報による。

(注2) 管内の率(人口10万対)の算出の基となる人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳年報による。

(8) 悪性新生物の部位別状況(管内)

(単位:人)

区分	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
計	854	906	941	934	889	971	1003	925	975	999
食道	26	24	17	28	17	29	23	20	22	15
胃	130	139	144	132	117	151	154	131	131	141
結腸	55	75	64	77	75	60	67	70	73	73
直腸肛門	38	37	46	37	44	33	36	41	33	42
肝臓	145	143	130	135	153	151	131	131	127	126
胆のう	36	36	45	47	40	43	45	41	35	52
膵臓	51	58	67	75	65	69	65	57	78	81
気管・肺	145	179	183	175	163	180	224	182	186	188
乳房	20	24	25	27	24	23	25	30	32	25
子宮	7	16	17	8	14	12	10	15	18	18
白血病	11	16	14	20	11	22	22	18	30	14
その他	190	159	189	173	166	198	201	189	210	224

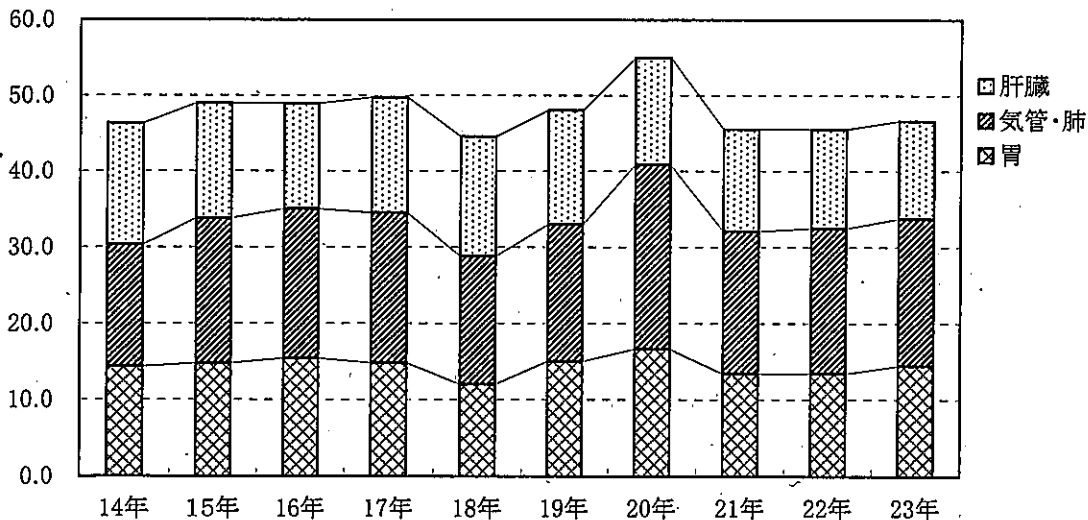
(単位:%)

区分	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食道	2.9	2.6	1.8	3.1	1.8	2.9	2.5	2.1	2.3	1.5
胃	14.3	14.8	15.4	14.8	12.0	15.1	16.6	13.4	13.4	14.5
結腸	6.1	8.0	6.9	8.7	7.7	6.0	7.2	7.2	7.5	7.5
直腸肛門	4.2	3.9	4.9	4.2	4.5	3.3	3.9	4.2	3.4	4.3
肝臓	16.0	15.2	13.9	15.2	15.8	15.1	14.2	13.4	13.0	12.9
胆のう	4.0	3.8	4.8	5.3	4.1	4.3	4.9	4.2	3.6	5.3
膵臓	5.6	6.2	7.2	8.4	6.7	6.9	7.0	5.8	8.0	8.3
気管・肺	16.0	19.0	19.6	19.7	16.8	17.9	24.2	18.7	19.1	19.3
乳房	2.2	2.6	2.7	3.0	2.5	2.3	2.7	3.1	3.3	2.6
子宮	0.8	1.7	1.8	0.9	1.4	1.2	1.1	1.5	1.8	1.8
白血病	1.2	1.7	1.5	2.2	1.1	2.2	2.4	1.8	3.1	1.4
その他	21.0	16.9	20.2	19.5	17.1	19.7	21.7	19.4	21.5	23.0

(注) 平成23年人口動態統計年報による。

(単位:%)

悪性新生物の部位別状況(管内)



(9) 市町別出生者数・死亡者数の推移

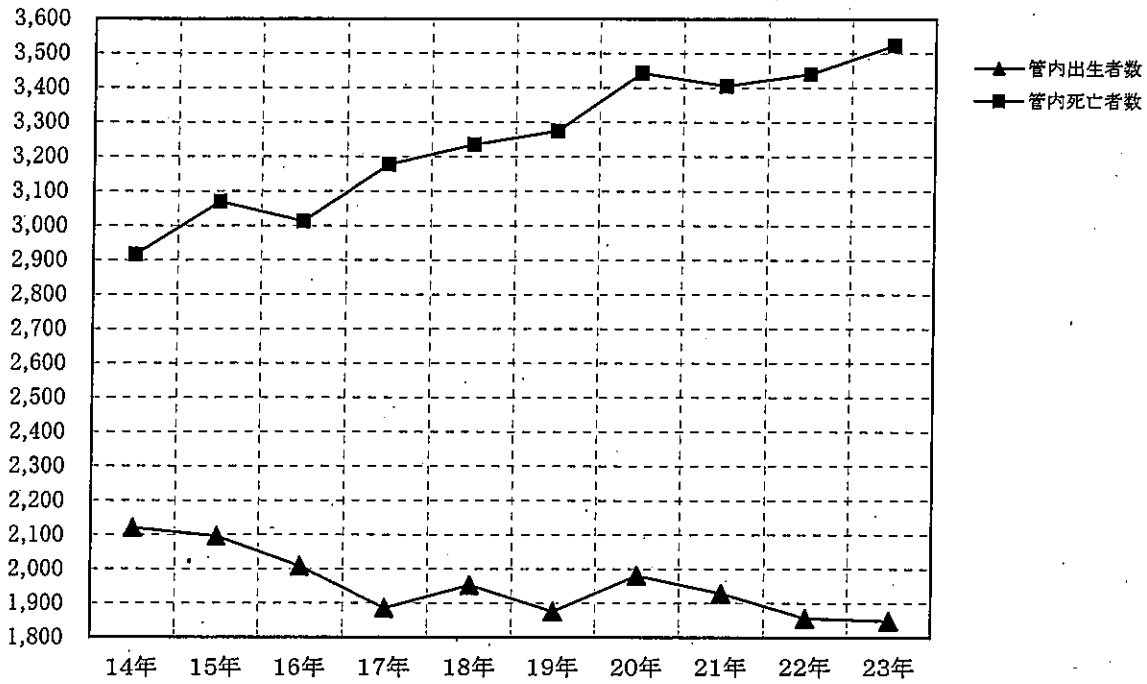
(単位:人)

区 分		14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
三 原 市	出生	692	718	666	772	774	709	806	796	680	756
	死亡	767	840	767	1,128	1,062	1,190	1,209	1,221	1,208	1,172
尾 道 市	出生	792	762	738	783	1,040	1,050	1,057	1,034	1,056	993
	死亡	948	1,020	998	1,272	1,880	1,783	1,944	1,874	1,925	2,032
因 島 市	出生	161	165	170	153	-	-	-	-	-	-
	死亡	337	366	364	383	-	-	-	-	-	-
本 郷 町	出生	94	81	87	-	-	-	-	-	-	-
	死亡	128	104	120	-	-	-	-	-	-	-
瀬戸田町	出生	44	64	43	45	-	-	-	-	-	-
	死亡	97	140	110	121	-	-	-	-	-	-
御 調 町	出生	61	64	58	-	-	-	-	-	-	-
	死亡	107	102	108	-	-	-	-	-	-	-
久 井 町	出生	40	22	33	-	-	-	-	-	-	-
	死亡	83	89	91	-	-	-	-	-	-	-
向 島 町	出生	106	103	96	-	-	-	-	-	-	-
	死亡	189	171	178	-	-	-	-	-	-	-
甲 山 町	出生	46	44	-	-	-	-	-	-	-	-
	死亡	90	77	-	-	-	-	-	-	-	-
世 羅 町	出生	60	59	117	132	139	117	118	99	120	100
	死亡	102	111	277	274	294	302	290	311	307	319
世羅西町	出生	24	14	-	-	-	-	-	-	-	-
	死亡	69	50	-	-	-	-	-	-	-	-
計	出生	2,120	2,096	2,008	1,885	1,953	1,876	1,981	1,929	1,856	1,849
	死亡	2,917	3,070	3,013	3,178	3,236	3,275	3,443	3,406	3,440	3,523
広 島 県	出生	26,508	26,285	25,734	24,740	25,330	25,887	25,560	25,596	25,546	25,469
	死亡	23,468	24,290	24,435	25,579	25,722	26,070	27,150	26,992	27,561	28,608
全 国	出生	1,153,855	1,123,610	1,110,721	1,062,530	1,092,674	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806
	死亡	982,379	1,014,951	1,028,602	1,083,796	1,084,450	1,108,334	1,141,865	1,141,865	1,197,012	1,253,066

(注) 平成23年人口動態統計年報による。

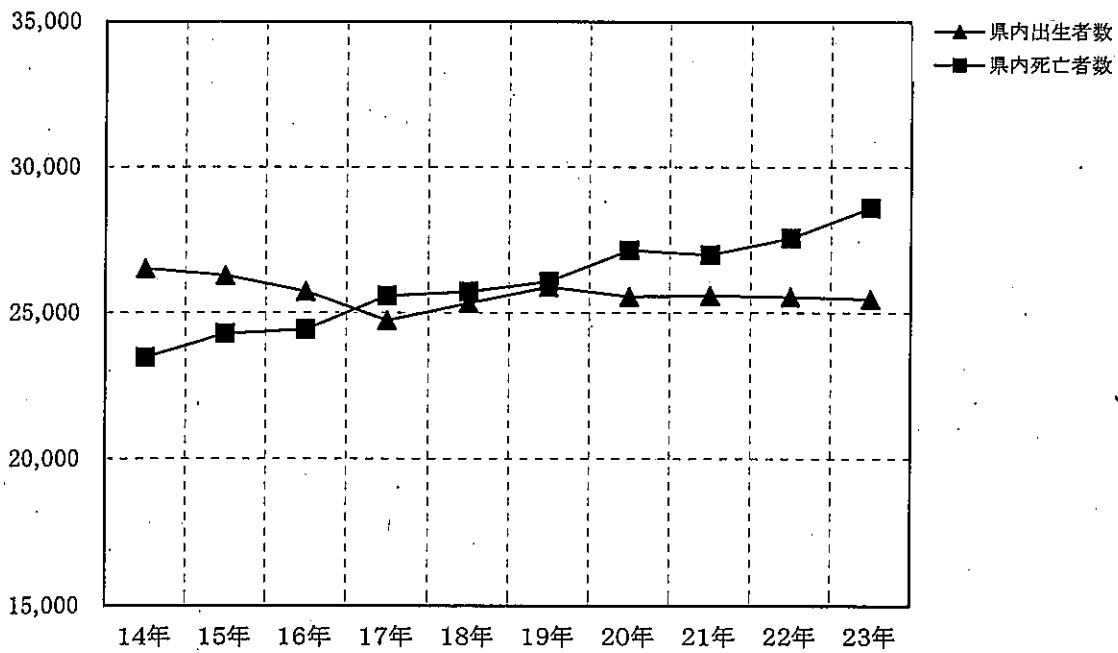
(単位:人)

管内出生者数・死亡者数の推移



県内出生者数・死亡者数の推移

(単位:人)



(10) 人口動態統計

(統計作成上の参考)

人口動態統計は人口動態調査から、日本人の日本における各年中に発生した事象を住所地によって集計したものである。

用語の解説

乳 児 死 亡	生後1年未満の死亡をいう。
新 生 児 死 亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死 産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 ① 胎児を出生させることを目的とした場合 ② 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周産期死亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。
婚 姻	人口動態でいう婚姻とは、市町長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選 択 死 因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主 要 死 因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

各比率の算出方法は次のとおりである。

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡・新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+生後1週未満の死亡)数}}{\text{出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数に死産数を加えたものである。}$$

死因分類については、「人口動態統計用死因分類表」を使用した。

なお、平成7年から死因分類等の改正が行なわれており、統計の観察には注意が必要である。

IV 事業の実施状況



地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成24年度)

職 種	学 生 数	延 学 生 数	実 習 期 間	養 成 施 設 名
計	51	131	13	
小 計	27	81	6	
保 健 師	23	69	3	県立広島大学
	4	12	3	日本赤十字広島看護大学
小 計	24	50	7	
栄 養 士	5	10	2	福山大学
	17	34	2	安田女子大学
	2	6	3	広島女学院大学
小 計	-	-	-	
社 会 福 祉 主 事				
小 計	-	-	-	
医 師				
小 計	-	-	-	
歯 科 衛 生 士				
小 計	-	-	-	
訪 問 介 護 員				
小 計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 衛生教育の実施状況

(平成24年度)

区 分	総 数	(再掲)		感 染 症	(再掲)		精 神	難 病	母 子	成 人 ・ 老 人	栄 養 ・ 健 康 増 進	歯 科	医 事 ・ 薬 事	食 品	環 境	そ の 他
		地区組織	健康危機		結核	エイズ										
		活動	管理													
回 数	114			5	5		17		1	15			12	63	1	
延 人 員	4,621			440	126		1,433		48	108			87	2,455	50	

注)厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(3) 市町指導の状況

(平成24年度)

区分	保健計画の策定・地域診断 (1)	母子保健 (2)	健康増進 (3)	介護予防・生活支援 (4)	歯科保健 (5)	感染症 (6)	(再掲)	
							結核 (7)	エイズ (8)
実施回数(01)		2						
参加延人員(02)		(14)						

区分	精神保健福祉 (9)	(再掲) ヘルパー養成 (10)	難病 (11)	介護保険 (12)	健康危機管理 (13)	その他 (14)	計 (15)
参加延人員(02)	(45)						59

(4) 圏域地域保健対策協議会の状況

(平成24年度末現在)

名称	尾三地域保健対策協議会
設立年月日	平成9年10月30日
構成団体	三原市, 尾道市, 世羅町
	三原市医師会, 尾道市医師会, 因島医師会, 世羅郡医師会
	三原赤十字病院, JA尾道総合病院, 因島総合病院, 公立世羅中央病院
	三原市歯科医師会, 尾道市歯科医師会, 因島歯科医師会, 竹原・豊田歯科医師会, 御調・世羅郡歯科医師会
	三原薬剤師会, 尾道薬剤師会, 因島薬剤師会, 東広島薬剤師会
	三原市公衆衛生推進協議会, 尾道市公衆衛生推進協議会, 世羅町公衆衛生推進協議会
	三原市社会福祉協議会, 尾道市社会福祉協議会, 世羅町社会福祉協議会
	三原市民生委員児童委員協議会, 尾道市連合民生委員児童委員協議会, 世羅町民生委員児童委員協議会
	県立広島大学三原地域連携センター
	県東部厚生環境事務所・保健所
会長	宮野 良隆(尾道市医師会)
部会の設置	理事会, 常任理事会 保健医療計画委員会, 健康ひろしま21計画委員会, 精神保健福祉対策検討委員会, 感染症対策検討委員会
総会	
理事会	上記構成団体の長
事業	事業名
委託事業	地域保健医療推進事業
	健康ひろしま21圏域計画策定事業
	うつ病等地域医療連携研修等委託事業
補助事業	理事会, 常任理事会等の開催
	保健医療計画推進事業
	健康ひろしま21計画推進事業
	精神保健福祉対策推進事業
	感染症対策推進事業
	地域育成事業
	団体育成事業
その他	

(5) 医師臨床研修受入れ状況

(平成24年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	4	6	9	
医 師	1	5	5	
歯 科 医 師	2	4	2	
	1	2	2	

高齢者保健福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(平成25年4月1日現在)

区分	総数	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民法法人	営利法人	NPO法人	農業協同組合	生活協同組合	その他の法人	地方公共団体	非法人
実施事業数合計①～④	966	249	48	174	51	381	6	15	-	11	24	7
指定居宅介護支援事業所①	119	28	7	26	6	44	1	3	0	1	3	0
指定居宅サービス事業所	426	114	22	74	21	170	3	6	-	4	9	3
小計②	426	114	22	74	21	170	3	6	-	4	9	3
訪問介護	93	18	9	7	4	48	2	4	0	0	1	0
訪問入浴介護	12	0	7	0	0	5	0	0	0	0	0	0
訪問看護	22	1	0	10	4	3	0	0	0	2	2	0
訪問リハビリテーション	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
居宅療養管理指導	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
通所介護	117	33	6	13	5	56	1	2	0	0	1	0
通所リハビリテーション	31	2	0	22	4	0	0	0	0	0	1	2
短期入所生活介護	59	49	0	1	0	8	0	0	0	0	1	0
短期入所療養介護	30	2	0	20	3	0	0	0	0	2	2	1
特定施設入居者生活介護	10	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	22	2	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0
特定福祉用具販売	27	2	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0
指定介護予防事業所	409	107	19	67	23	167	2	6	-	4	11	3
小計③	409	107	19	67	23	167	2	6	-	4	11	3
介護予防訪問介護	90	17	9	7	4	47	1	4	0	0	1	0
介護予防訪問入浴介護	9	0	4	0	0	5	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	21	0	0	10	4	3	0	0	0	2	2	0
介護予防訪問リハビリテーション	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
介護予防居宅療養管理指導	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	114	32	6	13	5	53	1	2	0	0	2	0
介護予防通所リハビリテーション	30	2	0	18	7	0	0	0	0	0	1	2
介護予防短期入所生活介護	56	45	0	1	0	8	0	0	0	0	2	0
介護予防短期入所療養介護	27	2	0	17	3	0	0	0	0	2	2	1
介護予防特定施設入居者生活介護	10	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	22	2	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0
特定介護予防福祉用具販売	27	2	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0
介護保険施設	12	-	-	7	1	-	-	-	-	2	1	1
介護療養型医療施設	12	0	0	7	1	0	0	0	0	2	1	1

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(平成25年4月1日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町					
実施事業数合計①～④	966	283	420	58	166	39	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所①	119	31	54	9	21	4					
指定 居宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	426	128	183	26	72	17	-	-	-	-
	訪問介護	93	32	40	5	12	4				
	訪問入浴介護	12	4	4	2	2	0				
	訪問看護	22	10	8	1	2	1				
	訪問リハビリテーション	2	0	2	0	0	0				
	居宅療養管理指導	1	1	0	0	0	0				
	通所介護	117	33	54	6	19	5				
	通所リハビリテーション	31	9	16	1	4	1				
	短期入所生活介護	59	12	24	5	14	4				
	短期入所療養介護	30	10	12	1	5	2				
	特定施設入居者生活介護	10	4	5	1	0	0				
	福祉用具貸与	22	6	8	1	7	0				
	特定福祉用具販売	27	7	10	3	7	0				
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ③	409	120	178	23	71	17	-	-	-	-
	介護予防訪問介護	90	32	38	5	11	4				
	介護予防訪問入浴介護	9	2	4	1	2	0				
	介護予防訪問看護	21	9	8	1	2	1				
	介護予防訪問リハビリテーション	2	0	2	0	0	0				
	介護予防居宅療養管理指導	1	1	0	0	0	0				
	介護予防通所介護	114	33	52	6	18	5				
	介護予防通所リハビリテーション	30	9	15	1	4	1				
	介護予防短期入所生活介護	56	9	25	3	15	4				
	介護予防短期入所療養介護	27	8	11	1	5	2				
	介護予防特定施設入居者生活介護	10	4	5	1	0	0				
	介護予防福祉用具貸与	22	6	8	1	7	0				
	特定介護予防福祉用具販売	27	7	10	3	7	0				
介護 保 険 施 設	小 計 ④	12	4	5	-	2	1	-	-	-	-
	介護療養型医療施設	12	4	5	0	2	1				

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

身体障害者(児)等福祉対策

(1)ろうあ者専門相談員の相談指導状況

(平成24年度)

区分	相談指導実人員	相談指導件数	相談指導内容											
			家族関係	結婚・離婚	生活・生計	職業・職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	施設	補装具・日常生活用具	手帳	障害者	年金・保険
総件数	34	785	92	39	108	140	13	84	1	14	17	2	35	240

(1)母子福祉資金の貸付状況

(平成24年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
合 計	件 数	139	47	86	6
	貸付額(千円)	(70,302)	(22,449)	(44,737)	(3,116)
事業開始資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
事業継続資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
修学資金	件 数	110	35	72	3
	貸付額(千円)	(57,464)	(16,169)	(39,279)	(2,016)
技能習得資金	件 数	1	0	1	0
	貸付額(千円)	(301)	(0)	(301)	(0)
修業資金	件 数	3	2	1	0
	貸付額(千円)	(1,615)	(799)	(816)	(0)
就職支度資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
医療介護資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
生活資金	件 数	3	3	0	0
	貸付額(千円)	(2,980)	(2,980)	(0)	(0)
住宅資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
転宅資金	件 数	1	0	1	0
	貸付額(千円)	(234)	(0)	(234)	(0)
就学支度資金	件 数	21	7	11	3
	貸付額(千円)	(7,708)	(2,501)	(4,107)	(1,100)
結婚資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)

(2) 寡婦福祉資金の貸付状況

(平成24年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
合 計	件 数	2	-	2	-
	貸付額(千円)	(800)	(-)	(800)	(-)
事業開始資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
事業継続資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
修学資金	件 数	1	0	1	0
	貸付額(千円)	(510)	(0)	(510)	(0)
技能習得資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
修業資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
就職支度資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
医療介護資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
生活資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
住宅資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
転宅資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)
就学支度資金	件 数	1	0	1	0
	貸付額(千円)	(290)	(0)	(290)	(0)
結婚資金	件 数	-	0	0	0
	貸付額(千円)	(-)	(0)	(0)	(0)

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(平成25年3月31日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町					
病 院	施 設 数	25	13	11	1					
	小 計	4,537	2,453	1,929	155					
	一 般	2,635	1,188	1,312	135					
	療養(療養型病床群を含む)	972	455	497	20					
	精 神	930	810	120	0					
	結 核	-	0	0	0					
	感 染 症	-	0	0	0					
	救 急 告 示	13	6	6	1					
一 般 診 療 所	施 設 数	224	74	140	10					
	病 床 数	療 養 病 床	36	0	36	0				
		一 般	283	93	147	43				
	救 急 告 示	-	0	0	0					
歯 科 診 療 所	130	54	69	7						

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(平成24年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	33	25	8	0
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	4	0	3	1
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	22	20	2	0

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間：月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法：電話、面談

専用電話：082-513-3058

設置場所：〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(平成24年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設			
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		1回50食以上又は 1日100食以上		1回20食以上又は 1日50食以上	
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数 A	194	6		72	13	29	40	4	30
指導延数 B	276	16		149	9	47	26	10	19
1施設当たり指導 回数 B/A	1.4	2.7	-	2.1	0.7	1.6	0.7	2.5	0.6

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(平成24年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設								給食施設 数に対する 割合(%)	栄養士の 給食に 対する 割合(%)	栄養士の 施設に 対する 割合(%)	栄養士の 施設に 対する 割合(%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の特定給食施設				1回50食以上又は 1日100食以上				1回20食以上又は 1日50食以上								施設 数	延 指 導 件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの							
	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数	施設 数	延 指 導 件 数						
総数	6	16	0	0	72	149	13	9	29	47	40	26	4	10	30	16	140.7	200.0	61.4	194	273	
学校					19	36	6	4	1	1	3	2			2		138.7	185.0	54.5	31	43	
病院	5	15			15	41			5	12			2	3	4	2	235.5	263.0	50.0	31	73	
介護老人 保健施設					7	13			2	2							166.7	166.7	-	9	15	
老人福祉 施設					15	29			8	15	1	1					187.5	191.3	100.0	24	45	
児童福祉 施設					6	19	5	4	8	12	29	17	1	4	16	11	103.1	233.3	64.0	65	67	
社会福祉 施設					3	4			4	4	3	3	1	3	7	3	94.4	137.5	60.0	18	17	
事業所	1	1			1	1					1						66.7	100.0	0.0	3	2	
寄宿舍									1	1					1		50.0	100.0	0.0	2	1	
矯正施設								1	1								100.0	-	100.0	1	1	
自衛隊																	-	-	-	-	-	
一般給食 センター					3	3											100.0	100.0	-	3	3	
その他					3	3	1				3	3					85.7	100.0	75.0	7	6	

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(平成24年度)

区分	業者からの相談事例数	違反等事例数(※)
栄養表示基準	35	2
虚偽・誇大表示	9	6
計	44	8

※発見し、他所へ通報したものも含む。

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(平成24年度)

区分	個別指導				集団指導								
	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	(再掲) 訪問による 栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導
計	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実施数	妊産婦												
	乳幼児	3	3										
	20歳未満 (乳幼児を除く)												
	20歳以上 (妊産婦を除く)												

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(平成24年度)

区分		総数	三原市	尾道市	世羅町
人口		255854	97757	141207	16890
健康診査	対象者	2235	827	1408	0
	受診者	41	32	9	0
	受診率(%)	1.8	3.9	0.6	-
肝炎ウイルス検査	対象者	43706	34717	7406	1583
	受診者	2622	127	2061	434
	受診率(%)	6	0.4	27.8	27.4

(注) 人口は、平成25年4月1日現在の市区町別推計人口である。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育、健康相談、訪問指導、機能訓練)

(平成24年度)

区分		総数	三原市	尾道市	世羅町	
健康教育	個別	参加人員	0	0	0	
	集団	実施回数	143	0	142	1
		参加人員	7,894	0	7,294	600
健康相談	重点	実施回数	140	0	140	0
		参加人員	2,598	0	2,598	0
	総合	実施回数	134	0	134	0
		参加人員	3,620	0	3,620	0
訪問指導	対象者数	83	0	83	0	
	被指導実人員	83	0	83	0	
機能訓練	実施回数	実人員	0	0	0	
		実人員	0	0	0	
		延人員	0	0	0	

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(平成24年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメーバ赤痢	3
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			急性脳炎※2	2
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ペスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	1
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	1
小計 A		ジアルジア症			
二類	急性灰白髄炎			髄膜炎菌性髄膜炎	
	結核	60		先天性風しん症候群	
	ジフテリア			梅毒	
	重症急性呼吸器症候群※1			破傷風	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
小計 B	60	バンコマイシン耐性腸球菌感染症			
三類	コレラ			麻しん	1
	細菌性赤痢		風しん		
	腸管出血性大腸菌感染症	6	小計 E	8	
	腸チフス		RSウイルス感染症	316	
	パラチフス		咽頭結膜熱	160	
小計 C	6	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1,062		
四類	E型肝炎		感染性胃腸炎	1,540	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)		水痘	270	
	A型肝炎		手足口病	34	
	エキノコックス症		伝染性紅斑	9	
	黄熱		突発性発しん	74	
	オウム病		百日咳	7	
	オムスク出血熱		ヘルパンギーナ	31	
	回帰熱		流行性耳下腺炎	60	
	キャサナル森林病		インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	3,121	
	Q熱		急性出血性結膜炎		
	狂犬病		流行性角結膜炎		
	コクシジオイデス症		性器クラミジア感染症	20	
	サル痘		性器ヘルペスウイルス感染症	25	
	腎症候性出血熱		尖圭コンジローマ	2	
	西部ウマ脳炎		淋菌感染症	4	
	ダニ媒介脳炎		クラミジア肺炎(オウム病を除く)		
	炭疽		細菌性髄膜炎		
	つつが虫病		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	42	
	デング熱		マイコプラズマ肺炎	2	
	東部ウマ脳炎		無菌性髄膜炎		
	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	138	
	ニパウイルス感染症		薬剤耐性緑膿菌感染症	4	
	日本紅斑熱	13	薬剤耐性アシネトバクター感染症		
日本脳炎		小計 F	6,921		
ハンタウイルス肺症候群		新型インフルエンザ等感染症	G		
Bウイルス病		指定	H		
鼻疽		新	I		
ブルセラ症		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	7,018		
ベネズエラウマ脳炎					
ヘンドラウイルス感染症					
発しんチフス					
ボツリヌス症					
マラリア					
野兔病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症	10				
レプトスピラ症					
ロッキー山紅斑熱					
チクングニヤ熱					
小計 D	23				

※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る
 ※2 ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

(注1) 一, 二, 三, 四, 五類(全数), 指定及び新感染症については, 全数報告。
 (注2) 五類(定点)感染症については, 定点医療機関から報告。
 (注3) 平成20年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が一部改正され, 分類変更や追加疾病あり。改正前の報告対象疾病については, 新分類の該当疾病欄に計上。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(平成24年12月31日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町				
管 内 人 口		257,290	98,365	141,900	17,025				
計		77	32	38	7	-	-	-	-
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	9	2	7	0				
	その他の結核菌陽性者	5	2	3	0				
	菌陰性・その他の者	3	2	1	0				
活動性肺外結核患者数(B)		8	4	3	1				
不活動性結核・その他の者		52	22	24	6				
有病率(人口10万対)		9.7	10.2	9.9	5.9	-	-	-	-

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(平成24年)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町				
管 内 人 口		257,290	98,365	141,900	17,025				
計 (A + B)		39	13	23	3	-	-	-	-
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	19	5	13	1				
	その他の結核菌陽性者	6	1	4	1				
	菌陰性・その他の者	3	2	1	0				
活動性肺外結核患者数(B)		11	5	5	1				
り患率(人口10万対)		15.2	13.2	16.2	17.6	-	-	-	-
潜在性結核感染症		21	7	14	0				

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A+B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(平成24年12月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町				
計	39 (19)	13 (5)	23 (13)	3 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
0歳～4歳	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
5歳～9歳	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
10歳～14歳	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
15歳～19歳	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
20歳～29歳	3 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)				
30歳～39歳	2 (-)	0 (0)	2 (0)	0 (0)				
40歳～49歳	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)				
50歳～59歳	4 (3)	1 (0)	3 (3)	0 (0)				
60歳～69歳	2 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)				
70歳～	27 (13)	11 (5)	13 (7)	3 (1)				

(注1)下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。
 (注2)本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断・予防接種の実施状況

① 市町別実施状況

(平成24年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町				
乳 児	対象者数	1,827	727	1,000	100			
	受診者数	1,753	715	954	84			
	受診率(%)	95.9	98.3	95.4	84.0	-	-	-
一般住民	対象者数	121,723	22,445	93,214	6,064			
	受診者数	7,695	1,423	5,172	1,100			
	受診率(%)	6.3	6.3	5.5	18.1	-	-	-



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。
 〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24
 電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600
 ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

(平成24年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	QFT	
定期	計	139,559	24,955	17.9	9,084	13,651	-	1,753	116	
	事業者	従業者	12,111	11,801	97.4	1,544	9,941			116
	学校長	生徒	2,214	2,185	98.7	572	1,612			
		学生	416	395	95.0	96	293			
	施設長	入所者	1,283	1,126	87.8	156	826			
	市町長	乳児	1,812	1,753	96.7				1,753	
		一般住民	121,723	7,695	6.3	6,716	979			
	知事 (保健所長)	計	791	673	85.1	207	412	(-)	-	43
		接触者健診	490	395	80.6		341		43
		集団健診	207	207	100.0	207			
管理検診		94	71	75.5		71				

- (注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。
 (注2) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。
 (注3) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断・予防接種(乳児、一般住民)は、①表の各総数と一致すること。
 (注4) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(平成24年度)

区分	総数	三原市	尾道市	世羅町
実人員	81	26	52	3
(再掲)新規登録患者	51	15	33	3
構成比	63.0	57.7	63.5	100.0
延人員	241	75	158	8
(再掲)新規登録患者	155	44	103	8
構成比	64.3	58.7	65.2	100.0

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、平成24年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上すること。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	148	0	81	7	15	45	0	0	0
うち施設指導分	39	0	0	0	0	39	0	0	0

(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況 (平成24年度)

日時	平成24年12月11日 (火)19:00~20:30	平成25年2月12日 (火)19:00~21:00
場所	広島県尾道庁舎	広島県尾道庁舎
参加人数	20名	21名
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度事業計画について ・東部保健所管内感染症発生状況について ・感染症研修会について 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度事業報告(案)について ・平成25年度事業計画(案)について ・感染症発生状況について ・インフルエンザ対策に関する研修

会議構成メンバー

所属	職名	備考
三原市医師会	理事	
尾道市医師会	理事	
因島医師会	理事	
世羅郡医師会	理事	
興生総合病院	部長	
三原赤十字病院	業務看護係長	
JA尾道総合病院	主任部長	
尾道市立市民病院	医長	
尾道市立公立みつぎ総合病院	副院長	
公立世羅中央病院	健診部長	
三原薬剤師会	代表理事	
尾道薬剤師会		
三原市消防本部	課長	
尾道市消防局	課長	
三原市保健福祉課	主任	
尾道市健康推進課	課長	
世羅町健康保険課	主任	
東部厚生環境事務所・保健所	保健所長	

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(平成24年度)

区 分	相 談 件 数				H I V 抗 体 検 査		
	計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所(面接相談)B	家 庭 訪 問 指 導 C	計 D+E	スクリーニング検査D	確 認 検 査 E
						(再掲)迅速検査	
計	284	132	152	-	147 -(144)	144 -(144)	3
男 性	188	99	89	0	84 -(82)	82 -(82)	2
女 性	96	33	63	0	63 -(62)	62 -(62)	1

(6) 健康教育実施状況

(平成24年度)

区 分	種 別 内 訳		
	計	結核	ノロウイルス等予防
実施回数	10	5	5
参加延人員	566	126	440
(対象内訳)			

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入
結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(平成24年度)

計A+B	電話相談 A	来所(面接相談) B
1004	513	491

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(平成24年度)

検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数			B型肝炎ウイルス検査実施件数
	HCV抗体検査		うちHCV核酸増幅検査	HBs抗原検査
	うちHCV抗原検査	うちHCV核酸増幅検査		
8	13	0	0	14

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

(平成24年度)

区分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申請数	82	27	46	6	3
交付数	81	27	45	6	3

(イ) 核酸アナログ製剤治療

(平成24年度)

区分	計	三原市	尾道市	世羅町	管外
申請数	270	89	164	6	11
交付数	268	89	162	6	11

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(平成24年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内 訳				延人員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	0					0				

(2) 相談事業の状況

(平成24年度)

区分	回数	実人員	内 訳			延人員	内 訳		
			本人	保護者 紹介	その他		本人	保護者 紹介	その他

(3) 市町指導・支援の状況

(平成24年度)

区分	指導項目	総数	市町名		
			三原市	尾道市	世羅町
実施数	企画・連携・調整	5	2	1	2
	調査・研究	0			
	情報の収集・提供	3	1	1	1

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成25年3月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町					管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	9	2	6	0					8	1
医療保護入院患者数	556	272	228	39					539	17
自立支援医療受給者数(精神通院)	4,039	1,561	2,286	192					4,039	

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成25年3月31日現在)

障害等級	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計	2,108	831	1,169	108
1 級	174	67	102	5
2 級	1,471	598	800	73
3 級	463	166	267	30

(3) 組織育成支援状況

(平成24年度)

区 分	総 数	家 ひ 族 き の こ 集 も い り	管 内 市 町 計	管 外
計	6	6	6	-
患者会	-	-	-	-
家族会	6	6	6	-
断酒会	-	-	-	-
ボランティア	-	-	-	-

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】会への出席, その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連

(4) 相談指導実施状況

(平成24年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 市 町 計	管 外	
面 接	実 人 員	40	18	22	0	40	0	
	延 人 員	62	25	37	0	62	0	
	内	老人精神	3	2	1		3	
		社会復帰	-				0	
		アルコール	3	1	2		3	
		薬物	-				0	
		思春期	1	1			1	
		心の健康づくり	1		1		1	
		その他	54	21	33		54	
	訊	(再掲) ひきこもり	(38)	(14)	(24)		(38)	
		(再掲) 自殺関連						
(再掲) 自殺者の遺族								
電話相談延人員		250						

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含める。

(5) 家庭訪問指導状況

(平成24年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員		9	4	5	0	9	0
延 人 員		14	4	10	0	14	0
内	老人精神	2		2		2	
	社会復帰	-				0	
	アルコール	-				0	
	薬物	-				0	
	思春期	-				0	
	心の健康づくり	-				0	
	その他	12	4	8		12	
訊	(再掲) ひきこもり	(3)	(2)	(1)		(3)	
	(再掲) 自殺関連			(2)			
	(再掲) 自殺者の遺族						

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成24年度)

区 分	種 別 内 訳		
	計	研修会	講習会
実施回数	9	1	8
対 象 者	-	関係機関	理容組合 労働基準協会等
参加延人数 (配布部数)	766	76	690

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(平成24年度)

区 分	種 別 内 訳	
	計	地域移行支援
		研修会
実施回数	1	1
対 象 者	-	関係機関
参加延人数 (配布部数)	45	45

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成25年3月31日現在)

疾患番号	区分		総数		三原市		尾道市		世羅町	
	承認総件数	特定疾患登録者証所持者数	2,012	(12)	712	(6)	1,192	(5)	108	(1)
①	ベーチェット病		41	(-)	18		21		2	
2	多発性硬化症		28		12		16		0	
③	重症筋無力症		45	(-)	17		26		2	
④	全身性エリテマトーデス		122	(-)	50		65		7	
5	スモン		6		4		1		1	
⑥	再生不良性貧血		26	(-)	8		13		5	
⑦	サルコイドーシス		31	(-)	8		21		2	
8	筋萎縮性側索硬化症		24		10		14		0	
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎		117	(-)	44		66		7	
⑩	特発性血小板減少性紫斑病		61	(4)	23	(3)	36	(1)	2	
⑪	結節性動脈周囲炎		19	(-)	3		14		2	
⑫	潰瘍性大腸炎		347	(1)	116		212	(1)	19	
⑬	大動脈炎症候群		12	(-)	3		9		0	
⑭	ビュルガー病		18	(-)	6		10		2	
⑮	天疱瘡		10	(2)	3		7	(2)	0	
16	脊髄小脳変性症		74		33		40		1	
⑰	クローン病		82	(-)	24		54		4	
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎		-		0		0		0	
⑱	悪性関節リウマチ		16	(-)	4		11		1	
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺, 大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)		365		129		211		25	
21	アミロイドーシス		6		3		3		0	
⑳	後縦靭帯骨化症		91	(3)	40	(1)	47	(1)	4	(1)
23	ハンチントン病		3		2		1		0	
㉑	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)		42	(-)	13		27		2	
㉒	ウェゲナー肉芽腫症		4	(-)	1		3		0	
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症		54		19		32		3	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症, オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)		25		6		17		2	
㉓	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)		1	(-)	1		0		0	

疾患番号	区分		総数		三原市		尾道市		世羅町	
	承認総件数	特定疾患登録者証所持者数	2,012	(12)	712	(6)	1,192	(5)	108	(1)
29	膿疱性乾癬		4	(-)	2		2		0	
30	広範脊柱管狭窄症		20	(-)	6		12		2	
31	原発性胆汁性肝硬変		41		14		26		1	
32	重症急性膵炎		9		1		8		0	
33	特発性大腿骨頭壊死症		56	(2)	18	(2)	32		6	
34	混合性結合組織病		30	(-)	14		16		0	
35	原発性免疫不全症候群		1		1		0		0	
36	特発性間質性肺炎		18	(-)	7		11		0	
37	網膜色素変性症		81		25		52		4	
38	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病, ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病, 致死性家族性不眠症)		-		0		0		0	
39	肺動脈性肺高血圧症		4		2		2		0	
40	神経線維腫症		6		1		5		0	
41	亜急性硬化性全脳炎		-		0		0		0	
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群		-	(-)	0		0		0	
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		6		4		2		0	
44	ライゾーム病(ファブリー病, ライソゾーム病)		5		0		5		0	
45	副腎白質ジストロフィー		1		1		0		0	
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		-		0		0		0	
47	脊髄性筋萎縮症		1		0		1		0	
48	球脊髄性筋萎縮症		2		1		1		0	
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		6	(-)	1		5		0	
50	肥大型心筋症		3	(-)	1		2		0	
51	拘束型心筋症		-	(-)	0		0		0	
52	ミトコンドリア病		4	(-)	1		3		0	
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)		1		0		1		0	
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)		-		0		0		0	
55	黄色靱帯骨化症		5	(-)	1		3		1	
56	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症, ゴナドトロピン分泌異常症, ADH分泌異常症, 下垂体性TSH分泌異常症, クッシング病, 先端巨大症, 下垂体機能低下症)		38	(-)	11		26		1	

(注1) 疾患番号に○のあるものは、軽快者基準の対象疾患

(注2) ()内は特定疾患登録者証所持者数で外数

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成25年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
	承認総件数	242	101	134	7
		(-)	(-)	(-)	(-)
71	悪性新生物	33	11	20	2
		(-)			
72	慢性腎疾患	28	13	15	
		(-)			
73	慢性呼吸器疾患	1	1		
		(-)			
74	慢性心疾患	47	19	28	
		(-)			
75	内分泌疾患	73	25	44	4
		(-)			
76	膠原病	9	3	6	
		(-)			
77	糖尿病	9	4	4	1
		(-)			
78	先天性代謝異常	11	8	3	
		(-)			
79	血友病等血液疾患	9	7	2	
		(-)			
80	神経・筋疾患	15	6	9	
		(-)			
81	慢性消化器疾患	(7)	(4)	(3)	
		(-)			

(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。

(3) 相談事業の実施状況

(平成24年度)

区 分		管 内	管 外	
特定疾患	実 人 員	12		
	延 人 員	12	-	
	申 請 等			
	医 療	病 気・病 状	2	
		治 療・服 薬	3	
	看 護・日 常 生 活	1		
	福 祉 制 度			
	歯 科			
	食 事・栄 養	3		
	就 労			
	就 学			
そ の 他	3			
小児慢性特定疾患	実 人 員	6		
	延 人 員	6	-	
	申 請 等			
	医 療	病 気・病 状	1	
		治 療・服 薬	2	
	看 護・日 常 生 活	1		
	福 祉 制 度			
	歯 科			
	食 事・栄 養	1		
	就 労			
	就 学			
そ の 他	1			

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成24年度)

区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数
延 人 員	617	963	1,580

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(5) 家庭訪問指導の状況

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
実 人 員	-	0	0	0
延 人 員	-	0	0	0

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(平成24年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	所 内	管 外
開 催 回 数	5		3		2	
実 人 員	-					
延 人 員	300		253		47	

(注)開催場所別に計上している。

(7)アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(平成24年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
4	4	4

イ 対象者

(ア)年齢別内訳

(平成24年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児	1	1
1～3歳未満	1	1
3～6歳未満	2	2
6 歳 以 上		
合 計	4	4

(イ)疾患別内訳

(平成24年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(食物アレルギー)	計
乳 児	1				1	2
1～3歳未満	1				1	2
3～6歳未満					1	1
6 歳 以 上					1	1
合 計	2	0	0	0	4	6

ウ 連絡協議会等開催状況

(平成24年度)

開催回数	0
参加人数	0

(8) アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

15	(平成24年度)
----	----------

イ 相談内容

(平成24年度)	
相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	0
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	0
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	1
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	0
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	1
計	2
石綿健康被害救済給付に関するもの	13

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(9) 毒ガス障害者相談員の相談状況

(平成24年度)

区分	相談実人員	相談件数	相談内容			相談場所			
			健康管理	医療費等手続	その他	来所	電話	巡回	その他
計	131	159	40	32	87	31	42	81	5

母子保健対策

(1) 養育医療給付受給者数

(平成24年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町					管 外
養育医療受給者数	48	15	27	6	-	-	-	-	-
出生体重 2,000 g 以下	38	13	22	3					
そ の 他	10	2	5	3					

(注) 養育医療受給者区分は、養育医療給付実施要領の給付対象要件により2区分とした。

(2) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(平成24年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 保 健 指 導 人 員								
	実 人 員				延 人 員				
	内 訳				内 訳				
	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	0				0				

イ 相談事業の状況

(平成24年度)

区 分	回 数	実 人 員			延 人 員		
		内 訳			内 訳		
		本 人	保 護 者 保 介 護 者	そ の 他	本 人	保 護 者 保 介 護 者	そ の 他
実施数	4	48	39	10	50	40	10

(3) 自立支援医療(育成医療)給付受給者数の状況

(平成24年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計	49	26	21	2
肢 体 不 自 由	7	3	3	1
視 覚 障 害	5	3	2	0
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	1	0	1	0
音 声 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 害	20	9	11	0
心 臓 機 能 障 害	11	9	2	0
腎 臓 機 能 障 害	-	0	0	0
内 臓 機 能 障 害	5	2	2	1
免 疫 機 能 障 害	-	0	0	0
小 腸 機 能 障 害	-	0	0	0
肝 臓 機 能 障 害	-	0	0	0

(4) 不妊治療費助成の申請状況

(平成24年度)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計 (延件数)	231	90	127	14
実人員	143	57	76	10

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成25年3月31日現在)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計		5,180	1,851	2,890	439
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,372	463	821	88
	仕出し・弁当	390	141	201	48
	旅館	115	42	67	6
	その他	742	271	417	54
菓子(パンを含む)製造業		257	85	139	33
乳 処 理 業		1	1		
特別牛乳搾取処理業		-			
乳 製 品 製 造 業		4	3		1
菓 乳 業		1	1		
魚 介 類 販 売 業		404	145	225	34
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		6	3	3	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		7	3	4	
食品の冷凍または冷蔵業		28	10	15	3
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		9	4	5	
喫 茶 店 営 業		567	213	324	30
あ ん 類 製 造 業		2		1	1
アイスクリーム類製造業		11	2	6	3
乳 類 販 売 業		671	243	379	49
食 肉 処 理 業		12	3	6	3
食 肉 販 売 業		349	136	178	35
食 肉 製 品 製 造 業		7	2		5
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-			
食 用 油 脂 製 造 業		1			1
マーガリン又はショートニング製造業		-			
み そ 製 造 業		12	3		9
し ょ う 油 製 造 業		7	4	1	2
ソ ー ス 類 製 造 業		4	3	1	
酒 類 製 造 業		6	2	2	2
豆 腐 製 造 業		22	8	10	4
納 豆 製 造 業		-			
め ん 類 製 造 業		27	11	14	2
総 菜 製 造 業		105	34	50	21
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		8	2	3	3
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-			
清 涼 飲 料 水 製 造 業		17	7	9	1
氷 雪 製 造 業		3	2	1	
氷 雪 販 売 業		13	4	8	1

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成25年3月31日現在）

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計		2,676	957	1,540	179
給 食 施 設	学 校	30	8	19	3
	病 院 ・ 診 療 所	57	20	32	5
	事 業 所	11	5	6	0
	そ の 他	152	52	91	9
乳 搾 取 業		16	7	0	9
食 品 製 造 業		212	73	113	26
野 菜 果 物 販 売 業		261	94	152	15
総 菜 販 売 業		260	99	144	17
菓 子（パンを含む）販 売 業		491	183	278	30
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		859	288	518	53
添加物（法第11条第1項の規定により 規格が定められたものを除く）の製造業		4	1	3	0
添 加 物 の 販 売 業		223	87	124	12
氷 雪 採 取 業		-	0	0	0
器 具 ・ 容 器 包 装 ， お も ち や の 製 造 業 又 は 販 売 業		100	40	60	0

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成25年3月31日現在）

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
計		721	221	450	50
加工水産物販売業		609	205	356	48
加工水産物製造業		82	10	70	2
魚介類等行商業		23	3	20	
かき作業場	一 類	-			
	二 類	7	3	4	

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成24年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件※	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	52	208	85
		大量製造食品	4	16	10
		危険度の高い食品(レトルト食品等)	0	0	0
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)	3	12	11
	飲食店営業	大量調理施設	22	88	38
	集団給食	大量調理施設	28	112	31
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	5	15	33
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	60	180	93
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	368	736	614
1回	食品製造業	上記以外の製造業	131	131	94
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	480	480	507
		学校, 病院, 社会福祉施設	2319	2319	214
	食品販売業	食肉, 魚介類	740	740	704
1回/2年	上記以外	乳類販売業, 喫茶店営業, 魚介類行商業, 加工水産物, 飲食店(一般, その他)	1910	955	1785
1回/3年	上記以外	魚介類せり売り, 乳搾取, 食品製造, 許可不要の添加物製造業, 器具容器製造, 野菜・果物, 菓子, 食品, 添加物, 氷雪, 総菜販売等の販売業	1741	522	2669
1回/4年	上記以外				
1回/5年	上記以外				
合 計			7863	6514	6888

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3)食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成24年度)

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		5,180	4,005	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,372	754	
	仕出し・弁当	390	498	
	旅館	115	42	
	その他	742	318	
菓子(パンを含む)製造業		257	378	
乳処 理 業		1	14	
特別牛乳搾取処 理 業				
乳製 品 製 造 業		4	14	
業 乳 業		1	7	
魚 介 類・販 売 業		404	362	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		6	6	
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		7	29	
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		28	50	
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		9	22	
喫 茶 店 営 業		567	254	
あ ん 類 製 造 業		2	4	
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		11	48	
乳 類 販 売 業		671	422	
食 肉 処 理 業		12	37	
食 肉 販 売 業		349	342	
食 肉 製 品 製 造 業		7	19	
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業				
食 用 油 脂 製 造 業		1		
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業				
み そ 製 造 業		12	27	
し ょ う 油 製 造 業		7	10	
ソ ー ス 類 製 造 業		4	3	
酒 類 製 造 業		6	9	
豆 腐 製 造 業		22	56	
納 豆 製 造 業				
め ん 類 製 造 業		27	48	
総 菜 製 造 業		105	143	
添 加 物 (法 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の に 限 る) 製 造 業		8	6	
食 品 の 放 射 線 照 射 業				
清 涼 飲 料 水 製 造 業		17	49	
氷 雪 製 造 業		3	3	
氷 雪 販 売 業		13	31	

(注)施設数は、平成24年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成24年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,694	2,883	3
給食施設	学 校	40	67	
	病 院 ・ 診 療 所	57	63	
	事 業 所	11	8	
	そ の 他	148	76	
乳 搾 取 業		16	3	
食 品 製 造 業		212	199	2
野 菜 果 物 販 売 業		263	373	
総 菜 販 売 業		262	360	
菓 子（パンを含む）販 売 業		494	380	
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		855	1,066	1
添 加 物（法 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の を 除 く）の 製 造 業		4	15	
添 加 物 の 販 売 業		230	172	
氷 雪 採 取 業		0	0	
器 具 ・ 容 器 包 装、おもちゃの 製 造 業 又 は 販 売 業		102	101	

（注）施設数は、平成24年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成24年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		721	117	1
加 工 水 産 物 販 売 業		609	51	
加 工 水 産 物 製 造 業		82	0	
魚 介 類 等 行 商 業		23	33	
かき作業場	一類	0	0	
	二類	7	33	1

（注）施設数は、平成24年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成24年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		1,123	2	
小 計		1,104	2	
魚 介 類		98	1	大腸菌群
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	8		
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	2		
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			
	生食用冷凍鮮魚介類			
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)		117		
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		55		
乳 製 品		30		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)				
アイスクリーム類・氷菓		20		
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		60		
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		335		
菓 子 類		177	1	大腸菌群
清 涼 飲 料 水		83		
酒 精 飲 料				
氷 雪				
水				
かん詰・びん詰食品		7		
そ の 他 の 食 品		112		
添加物及びその製剤				
器具及び容器包装				
おもちゃ				
小 計		19		
生 乳				
牛 乳		11		
低 脂 肪 牛 乳		2		
加 工 乳		2		
そ の 他 の 乳		4		

(5) 集団食中毒発生状況

(平成24年)

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要	発生要因
1	H24.8.17	尾道市	11	9	0	ヒラメ刺身	クドア・セブテン ブクタータ	販売店	家庭	ヒラメの刺身を喫食した者から有症者が発生	
2											
3											
4											
5											

(注) 集団食中毒: 有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 水道施設の監視状況

(平成24年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 長
行政区域内人口		789,005	99,673	145,921	17,732	471,892	43,273	10,514
計	施設数	28	5	-	8	-	4	11
	立入検査件数	17	4	-	5	-	4	4
	計画給水人口	155,716	99,673	-	13,800	-	36,120	6,123
	現在給水人口	134,667	88,374	-	9,392	-	32,296	4,605
上水道	施設数	2			1		1	
	立入検査件数	2			1		1	
	計画給水人口	125,026	86,706		7,280		31,040	
	現在給水人口	118,897	85,339		5,067		28,491	
簡易水道	施設数	26	5		7		3	11
	立入検査件数	15	4		4		3	4
	計画給水人口	30,690	12,967		6,520		5,080	6,123
	現在給水人口	15,770	3,035		4,325		3,805	4,605
専用水道	施設数	0						
	立入検査件数	0						
	現在給水人口	0						
簡易専用水道	施設数	0						
	立入検査件数	0						
小規模水道	施設数	0						
	立入検査件数	0						

- (注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、平成24年3月31日現在である。
(注2)施設数は、平成24年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。
(注3)立入検査件数は平成24年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。
(注4)浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。
(注5)国認可の上水道、市町に事務移譲している専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は、施設数以下に含まない。

(2) 狂犬病予防業務の状況

(平成24年度)

区分	総 数	三 原 市	世 羅 町	尾 道 市
登録頭数	14,747	5,745	1,478	7,524
	-(938)	-(352)	-(75)	-(511)
予防注射頭数	10,088	3,965	1,014	5,109

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

(平成24年度)

区 分	施 設 数				立入検査件数	監視指導率(%)		
	総数	三原市	尾道市	世羅町				
計	1,676	632	929	115	513	30.6		
薬局(既存薬局を含む。)	175	58	111	6	153	87.4		
薬局製造販売業(薬局製造業)	9	6	3	0	7	77.8		
医薬品販売業	小 計	45	16	24	5	52	115.6	
	店舗販売業	45	16	24	5	52	115.6	
	既存一般販売業	-	-	-	-	-	-	
	既存薬種商等	-	0	0	0	0	-	
	特例販売業	小 計	1	1	-	-	-	-
		一 般	-	0	0	0	0	-
		駅構内売店	1	1	0	0	0	0.0
		歯科用医薬品取扱者	-	-	-	-	-	-
		ガス性医薬品等取扱者	-	-	-	-	-	-
	卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	32	12	19	1	21	65.6	
	高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	116	47	65	4	116	100.0	
管理医療機器販売業・賃貸業	1,298	492	707	99	164	12.6		

(注) 施設数は、平成25年3月31日現在である。

(2)毒劇物監視指導状況

(平成24年度)

区分	施設数				立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	三原市	尾道市	世羅町			
計	227	71	142	14	132	58.1	
製造業	5	3	2	0	1	20.0	
輸入業	-	0	0	0	-	-	
販売業	小計	216	66	136	14	129	59.7
	一般	158	55	96	7	99	62.7
	農業用品目	56	11	38	7	30	53.6
	特定品目	2	0	2	0	-	0.0
業務取扱者	小計	6	2	4	-	2	33.3
	電気めっき事業	1	1	0	0	1	100.0
	金属熱処理事業	-	0	0	0	-	-
	毒物劇物運送事業	4	1	3	0	1	25.0
	しろあり防除事業	1	0	1	0	-	0.0

(注) 施設数は、平成25年3月31日現在である。

(3)麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成24年)

区 分	施 設 数 等				立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	三原市	尾道市	世羅町			
計	1,525	550	907	68	593	38.9	
麻 薬	小 計	311	109	191	11	173	55.6
	家庭麻薬製造業者	-	0	0	0	-	-
	卸売業者	6	1	5	0	6	100.0
	小売業者	136	46	85	5	116	85.3
	病院	24	12	11	1	30	125.0
	一般診療所	117	30	83	4	13	11.1
	歯科診療所	-	-	-	-	-	-
	飼育動物診療施設	19	11	7	1	2	10.5
研究者	9	9	0	0	6	66.7	
大麻	研究者	3	3	0	0	6	200.0
向 精 神 薬	小 計	618	223	366	29	204	33.0
	卸売業者	-	0	0	0	-	-
	免許みなし卸売販売業者	32	12	19	1	9	28.1
	免許みなし薬局	175	58	111	6	148	84.6
	小売業者	-	0	0	0	-	-
	病院	25	13	11	1	30	120.0
	一般診療所	223	73	140	10	15	6.7
	歯科診療所	130	54	69	7	-	0.0
	飼育動物診療施設	33	13	16	4	2	6.1
試験研究施設	-	0	0	0	-	-	
覚せい剤	小 計	3	3	-	-	6	200.0
	施用機関	-	-	-	-	-	-
	研究者	3	3	0	0	6	200.0
覚せい剤原料	小 計	590	212	350	28	204	34.6
	取扱者	4	1	3	0	9	225.0
	薬局	175	58	111	6	148	84.6
	病院・診療所	378	140	220	18	45	11.9
	飼育動物診療施設	33	13	16	4	2	6.1
研究者	-	0	0	0	-	-	

(注1) 施設数は、平成24年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。
「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。
このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

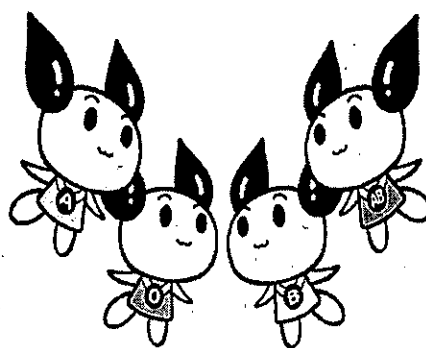
(平成24年度)

区 分		収去検体件数	不 適 件 数	不 適 理 由
崩 壊 試 験		4	0	
定 量 試 験	アセトアミノフェン	2	0	
	(無水)カフェイン	2	0	
	イブプロフェン	2	0	
	ナファゾリン塩酸塩	2	0	
	チアミン塩化(硝化)物	2	0	

(5) 献血状況

(平成24年度)

区 分		総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
受 付 者 数		9,761	6,717	2,889	155
献 血 者	計	5,188	2,167	2,894	127
	200mL	537	240	286	11
	400mL	4,651	1,927	2,608	116



献血キャラクター

けんけつちゃん

(注) 献血ルームでの数値は含まない。

(6) 温泉監視指導状況

(平成24年度)

区 分	施 設 数							立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)	
	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	福 山 市	府 中 市	神 石 高 原 長			
計	77	14	21	6	30	5	1	2	2.6	
温 泉	源 泉	77	14	21	6	30	5	1	2	2.6
	利 用 施 設									

(注) 施設数は、平成25年3月31日現在である。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成25年3月31日現在)

区分	工場・事業者等数	施設数	来所相談指導件数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数				
						行政指導	改善命令	一時停止		
ばい煙	計	273	732	69	50	(540)	-	-	-	
	法による届出	242	558		42	131	(405)			
	条例による届出	31	174		8	107	(135)			
VOC(揮発性有機化合物)	計	6	26		2	14	(70)	2	-	-
	法による届出	6	26		2	14	(70)	2		
一般粉じん	計	131	515		18	48	(160)	-	-	-
	法による届出	32	168		9	23	(78)			
	条例による届出	99	347		9	25	(82)			
特定粉じん	計	24	-		24	22	(22)	2	-	-
	発生施設届出	0	0		0					
	排出等作業届出	24			24	22	(22)	2		
ダイオキシン類	法による届出	31	43		13	37		12		
水質汚濁	計	1,426	-		160	99	95	13	-	-
	法による届出	961	-	87		95	13	0	0	
	条例による届出	465	-	12		0	0	0	0	
	法による許可	93	-	18		120	15	0	0	

(注1) ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2) 法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3) 来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成24年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(平成25年3月31日現在)

区分	許可数(総数)	来所相談指導件数	新規(変更)許可数	届出(申請)等受理件数	立入検査延件数	行政処分件数(許可取消)改善命令等	行政指導件数
土壌汚染対策	計	-	-	25	4	-	-
	汚染土壌処理業	-	59	0	0	0	0
	法による届出				19	2	0
	法による申請				3	2	
	条例による報告				3	0	0
化学物質対策	条例に基づく指導		0				

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成24年度の状況である。

(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

(平成25年3月31日現在)

区 分	登録数	来所相談 指導件数	新規登録数	立入検査 延件数	改善命令等件数	
					行政指導	改善命令
第一種フロン類回収業事業者数	28	9	2	18	1	

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数は、平成24年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成24年度)

区分	総件数	内 訳		事 案 別						内 訳		
		前年度から の繰越分	本年度 発生分	ばいじん (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他		
計	22	-	22	2	2	6	3	9	-	-		
	(調査指導延件数)		(22)	(2)	(2)	(6)	(3)	(9)				
処理済	22		22	2	2	6	3	9				
翌年度へ繰越	-	0	0	0	0	0	0	0				

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成24年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	22	10	12

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覽表

(平成25年3月31日現在)

区分		市 町	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
硫 黄 酸 化 物	溶 液 導 電 率 法 又 は 紫 外 線 蛍 光 法		1 (1)	1 (1)		
	簡 易 測 定 法		13 (-)	12	1	
窒 素 酸 化 物	吸 光 光 度 法 又 は 化 学 発 光 法		3 (3)	2 (2)	1 (1)	
	簡 易 測 定 法		27 (-)	13	14	
一 酸 化 炭 素			1 (1)	1 (1)		
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト			2 (2)	1 (1)	1 (1)	
浮 遊 粒 子 状 物 質			3 (3)	2 (2)	1 (1)	
微 小 粒 子 状 物 質			1 (1)	1 (1)		
炭 化 水 素			1 (1)	1 (1)		
降 下 ば い じ ん			22 (-)	12	10	
浮 遊 粉 じ ん			- (-)			
風 向 風 速			3 (3)	2 (2)	1 (1)	
温 度 湿 度			1 (1)	1 (1)		
日 射 量			1 (1)	1 (1)		

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成24年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	本郷・河内	-							
	三原	-							
	尾道	-							
	松永	-							
注 意 報	本郷・河内	-							
	三原	-							
	尾道	-							
	松永	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以上	排出量(排出ガス量、窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注 意 報	0.12 以上	” ” 20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

(平成24年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚	(河 湖 沼 を 川 含 む)	小原橋上(沼田川)	12
		小坂川合流前(沼田川)	
		潮止め堰上(沼田川)	
		定屋大橋(沼田川)	
		東町(和久原川)	
		日小橋(栗原川)	
		木門田川合流前(藤井川)	
		三成(藤井川)	
		御調貯水池(芦田川)	
		赤屋川下流(芦田川)	
		御調川3(芦田川)	
		三川貯水池(芦田川)	
海 域	燧灘北西部 7ヶ所	2	
濁	海 水 浴 場	瀬戸田サンセットビーチ	4
		須波海浜公園	4
		しまなみビーチ	4
	地 下 水	三原市2箇所, 尾道市2箇所	1
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	潮止め堰上(沼田川), 大田橋上流(大田川), 燧灘北西部(35-37)	1
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	三原宮沖測定局, 尾道東高校測定局	12
	アスベストモニタリング調査	三原宮沖測定局	1
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	三原宮浦公園, 尾道東高校	2
	水 質	三成(藤井川), 35-40(燧灘北西部)	1
	底 質	35-37(燧灘北西部)	1
	土 壌	尾道市	1

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成25年3月31日現在)

区 分		総数	届出等 受理件数							
し 尿 処 理 施 設	施 設 数	-								
	立入検査件数	-								
ご み 処 理 施 設	施 設 数	-								
	立入検査件数	-								
一 般 最 終 廃 棄 物 処 分 場	施 設 数	-								
	立入検査件数	-								
公 共 下 水 道 処 理 場	施 設 数	-								
	立入検査件数	-								
浄 化 槽 保 守 点 検 業 者	施 設 数	26								
	立入検査件数	22								

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成24年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可状況

(平成25年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失 効	再 交 付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	441	0	16	54	10	165	7	12	1	1	
A 収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	380		15	45	8	139	5	11	1		
うち積替え保管を含むもの('a)	52		1	5	2	43	1	2			
B 処分業(b ; b = c + d + e)	61		1	9	2	26	2	1		1	
中間処理業(c)	48		1	8	2	22	2	1		1	
中間処理・最終処分業(d)	8					4					
最終処分業(e)	5			1							
産業廃棄物 A											
小計 (a + b)	400	0	16	52	9	148	7	12	1	1	
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	342		15	43	7	123	5	11	1		
うち積替え保管を含むもの('a)	49		1	5	1	41	1	2			
処分業(b ; b = c + d + e)	58		1	9	2	25	2	1		1	
中間処理業(c)	45		1	8	2	21	2	1		1	
中間処理・最終処分業(d)	8					4					
最終処分業(e)	5			1							
特別管理産業廃棄物 B											
小計(a + b)	41			2	2	18					
収集運搬業(a ; a ≥ 'a)	38			2	1	16					
うち積替え保管を含むもの('a)	3				1	2					
処分業(b ; b = c + d + e)	3					1					
中間処理業(c)	3					1					
中間処理・最終処分業(d)											
最終処分業(e)											

(記入要領) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。

2 平成24年度末時点の所管業者の許可件数及び平成24年度に許可した各種許可件数等を記入すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成25年3月31日現在)

区分	登録・許可業者数	新規登録・許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引取業	95	11	31	-	2	14
フロン類回収業	37	4	20	-	1	7
解体業	10	0	0	0	0	1
破砕業	5	0	1	0	0	1
合計	147	15	52	-	3	23

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成25年3月31日現在)

区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可		届出等受理件数				定期検査		
	事業者	処分業者	うち無回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	107	4	103	-	-	-	-	1	-	-	-	1	4	25	-	-	
中間処理施設数	小計	87	-	87	-	-	-	1	-	-	-	1	-	18	-	-	
	汚泥	脱水	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		天日乾燥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		焼却	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃油	油水分離	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃酸・廃アルカリ	中和	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	廃プラスチック類	破砕	14	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-
		焼却	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木くず・がれき類	破砕	47	-	47	-	-	-	1	-	-	-	1	-	13	-	-
		焼却	6	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分場施設数	小計	20	4	16	-	-	-	-	-	-	-	-	4	7	-	4
安定型		12	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6	-	3	
管理型		8	3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	
PCB廃棄物保管事業所	147	147	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
産業廃棄物事業場外保管場	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1)中間処理施設の施設数については、種類が一部重複するものがある。

(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成24年度の状況である。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成24年度)

事業番号	調査		件数		等		指導				指導内容							
	実施事業所数	調査	うち中間処理施設	うち埋立処分場	分析検体数	命令	警告	警告	勧告	通知等	報告徴収	注意指導票	指導事項数	指導事項のうち改善された件数	指導事項のうち指導事項中の件数			
1	13	13			13													
2	3	4																
3	43	125	67	33								3	7	7				
4	6	11			12													
5	16	29			33													
6	5	5																
7	34	34										7	13	13				
8	1	2																
9	5	22																
10	3	14						8										
11	30	41																
12																		
13	1	9																
14																		
15	22	30										1	1	1				
16	6	17										2	4	4				
17	4	4		4								1	1	1				
18	30	31																
19	599	599																
20	66	83																
21	2	3																
	3	5																
	4	7																
合計													58	8	5	19	38	38

(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産廃廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、変更届に係るものも含むこと。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成24年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
産廃	576	576	11	岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、兵庫県、京都府、大阪府、三重県、福岡県	廃プラスチック類、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、金属くず、がれき類、ガラスくず、繊維くず、廃油と汚泥の混合物	(株)尾道開発、(株)尾道開発、(株)中国開発、(有)モトヒロ、(有)大栄産業、メキシウムジャパン(株)、(有)吾城、日本道路(株)	0	
特管	6	6	3	岡山県、奈良県、三重県	廃油	(株)尾道開発、(株)中国開発	0	
計	582	582	14		計 種類		0	
産廃	7	7	3	岡山県、愛媛県、兵庫県	がれき類、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類	藤蔦工業(株)、(有)モトヒロ、(株)田中組、岩田陸運(有)、元光興業(株)	0	
特管								
計	7	7	7		計 種類		0	

(記入要領) 1 平成23年4月1日～平成24年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
 2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
 3 不承認とした場合は、その理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成24年8月9日	尾三地域廃棄物対策推進協議会	尾道庁舎2階第3会議室	三原市・尾道市・世羅町・尾道海上保安部・尾道警察署・因島警察署・三原警察署・世羅警察署・東部総務事務所第二課・東部農林水産事務所尾道農林事務所・東部建設事務所三原支所・東部教育事務所・廃棄物対策課・東部厚生環境事務所	20	・広島県における不法投棄対策等について ・平成23年度管内の不法投棄・野外焼却について ・廃棄物不法投棄等監視パトロールの平成23年度結果及び平成24年度実施計画(案)について

V その他の資料



その他の資料

(1)管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧

(平成25年4月1日現在)

(注)支所管内分を除く。

区分	名 称	〒	住 所	設 置 者	定員	TEL	設置年月日	施設の種類等
介護 保健 施設	(医)仁康会本郷中央病院	729-0414	三原市本郷町下北方一丁目7-30	(医)仁康会	41	(0846)86-6780	H12.3.30	介護療養型医療施設
	(社医)里仁会仁生病院	723-0052	三原市皆実三丁目3番28号	(社医)里仁会	111	(0848)64-4111	H12.3.30	
	(社医)里仁会白龍湖病院	729-1321	三原市大和町和木1504-1	(社医)里仁会	53	(0847)34-1218	H14.6.1	
	三原市医師会病院	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1	(社)三原市医師会	26	(0848)62-3113	H12.3.30	
	(医)社団回生会永井医院	722-2411	尾道市瀬戸田町瀬戸田349-7	(医)社団回生会永井医院	7	(0845)27-0020	H13.6.1	
	(医)社団神田会木曾病院	722-0016	尾道市神田町2-24	(医)社団神田会	54	(0848)23-5858	H12.3.22	
	(医)社団博和会博本医院	722-0073	尾道市向島町5450	(医)社団博和会博本医院	10	(0848)45-0555	H12.3.30	
	(医)吉原胃腸科外科	722-0062	尾道市向東町6681-1	(医)吉原胃腸科外科	10	(0848)45-0007	H12.3.22	
	山本病院	729-0141	尾道市高須町735	木村 邦夫	39	(0848)46-0634	H12.3.10	
保健 活動 の た め の 施 設	三原市総合福祉健康センター	723-0014	三原市城町一丁目2-1	三原市	-	0848-67-6061	H9.11	市町保健センター
	本郷保健福祉健康センター	729-0412	三原市本郷町本郷4738-4	三原市	-	0848-66-3609	S62.2	
	久井保健福祉健康センター	722-1412	三原市久井町和草1906-1	三原市	-	0847-32-8551	H7.12	
	大和保健福祉健康センター	729-1492	三原市大和町下徳良111	三原市	-	0847-34-0960	H4.11	
	尾道市総合福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5	尾道市	-	0848-22-8343	S58.6	
	御調保健福祉センター	722-0311	尾道市御調町市107-1	尾道市	-	0848-76-2235	H9.2	
	因島保健センター	722-2324	尾道市因島田熊町4482-8	尾道市	-	0845-22-4575	S52.4	
	瀬戸田福祉保健センター	722-2416	尾道市瀬戸田町林1288-7	尾道市	-	0845-27-3849	S61.4	
	甲山保健福祉センター	722-1121	世羅郡世羅町西上原426-3	世羅町	-	0847-22-5119	H8.10	
	世羅保健福祉センター	722-1112	世羅郡世羅町本郷947	世羅町	-	0847-25-0294	H8.5	
そ の 他 の 施 設	(株)オーエムエル	722-0073	尾道市向島町12384-4	(株)オーエムエル	-	0848-44-3665	H5.7	衛生検査所
	みつぎ清風園	722-0353	尾道市御調町高尾45	尾道市	100	0848-77-0030	S34.4	救護施設
	尾道市総合福祉センター	722-0017	尾道市門田町22-5	尾道市	-	0848-22-8343	S58.6	母子福祉センター

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成25年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
連 携 の た め の 団 体	尾三地域保健対策協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部厚生環境事務所・保健所内	(0848)25-2011	地域保健対策協議会
	三原市歯科衛生連絡協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市保健福祉課内	(0848)67-6061	歯科衛生連絡協議会
	尾道市歯科衛生連絡協議会	722-0045	尾道市門田町22-5 尾道市健康推進課内	0848-24-1960	
	世羅地区歯科衛生連絡協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷918-3 公立世羅中央病院内	0847-22-1127	献血推進協議会
	三原市献血会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	(0848)67-6234	
	尾道市献血推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	(0848)24-1177	民生委員児童委員協議会
	三原市民生委員児童委員連合協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内	(0848)63-0570	
	尾道市連合民生委員児童委員協議会	722-0045	尾道市久保一丁目15-1 尾道市役所福祉保健部社会福祉課庶務係	(0848)25-7122	
	世羅町民生委員児童委員協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷947 世羅保健福祉センター世羅町保健福祉課内	(0847)25-0072	
	府中市民生委員児童委員協議会	726-0003	府中市元町918-3 府中市保健福祉総合センター内	(0847)47-1284	
	神石高原町民生委員児童委員協議会	720-1522	神石高原町小島1748 神石高原町社会福祉協議会	(0847)65-2330	
	三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合保健福祉センター内	(0848)63-0570	社会福祉協議会
	尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)22-8385	
世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅郡世羅町西上原426-3	(0847)22-3162		
専 業 の 団 体	三原市医師会	723-0051	三原市宮浦一丁目15-1 三原市医師会院内	(0848)62-2283	医師会
	尾道市医師会	722-0025	尾道市栗原東二丁目4-33 尾道市医師会館内	(0848)25-3151	
	因島医師会	722-2211	尾道市因島中庄町1962 因島医師会院内	(0845)24-1210	
	世羅郡医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷825-1 瀬尾院内	(0847)22-1148	
	三原市歯科医師会	723-0015	三原市内一町三丁目13-3 伊藤歯科医院内	0848-62-2428	歯科医師会
	尾道市歯科医師会	722-0215	尾道市美ノ郷町三成1138-1 さいだ歯科医院内	0848-48-0014	
	因島歯科医師会	722-2323	尾道市因島土生町1896-4 齋藤歯科医院内	(0845)22-0283	
	竹原・豊田歯科医師会	725-0301	豊田郡大崎上島町中野1737-1 好中歯科医院内	(08466)4-4012	
	御調・世羅郡歯科医師会	722-1112	世羅郡世羅町本郷867-6 橋本歯科医院内	(0847)22-3355	薬剤師会
	三原薬剤師会	723-0003	三原市中之町2-1-23 タモリ薬局内	(0848)63-7676	
	尾道薬剤師会	722-0002	尾道市古浜町9-1 あい薬局内	(0848)22-3566	
	因島薬剤師会	722-2323	尾道市因島土生町2016-3 ひまわり薬局内	(0845)22-8374	
	東広島薬剤師会	729-1406	三原市大和町下徳良2334-1 かんだ薬局内	(0847)35-1416	医薬品登録販売者協会
	広島県医薬品登録販売者協会尾道支部	729-0141	尾道市高須町5042	(0848)46-0808	
	広島県看護協会三原・尾道支部	723-0014	三原市城町三丁目1-1 港湾ビル2階 210号室	(0848)64-1616	看護協会
	三原栄養士会	729-2361	三原市小泉町4245 小泉病院内	0848-66-3355	栄養士会
	尾道地区病院栄養士会	722-0393	尾道市御調町市124 公立みつぎ総合病院内	0848-76-1111	
	尾道地域栄養士会	722-0336	尾道市御調町江田447	(0848)76-2008	
	広島県歯科衛生士会三原・尾道地区会	729-0321	三原市本原町四丁目4-1	(0848)68-1079	歯科衛生士会
	尾道地方獣医師会	723-0044	三原市栗郷二丁目11-17 梶本宅	(0848)67-1585	獣医師会
尾道調理師会	722-0073	尾道市向島町5215-3	(0848)44-5986	調理師会	
同 業 組 合	広島県クリーニング生活衛生同業組合三原支部	723-0052	三原市皆実五丁目1-19	(0848)62-7096	クリーニング生活衛生同業組合
	広島県クリーニング生活衛生同業組合尾道支部	722-0052	尾道市山波町2301-21	(0848)20-7055	
	広島県クリーニング生活衛生同業組合因島支部	722-2322	尾道市因島中庄町1540	(0845)24-0614	
	広島県クリーニング生活衛生同業組合福山支部	721-0974	福山市東深津町三丁目10-8	(084)923-4476	
	広島県クリーニング生活衛生同業組合府中支部	726-0013	府中市高木町531	(0847)45-3548	
	広島県興行生活衛生同業組合 福山支部	720-0044	福山市笠岡町4-4 興フューレック	(084)924-1820	興行生活衛生同業組合
	広島県公衆浴場業生活衛生同業組合尾道支部	722-0025	尾道市栗原東一丁目10-9	(0848)23-2155	公衆浴場業生活衛生同業組合
	広島県公衆浴場業生活衛生同業組合因島支部	722-2323	尾道市因島土生町1942-1	(0845)22-2966	
	広島県公衆浴場業生活衛生同業組合 府中支部	726-0004	府中市府中町1-13	(0847)41-3013	
	広島県美容業生活衛生同業組合三原支部	723-0014	三原市城町一丁目20-11	(0848)62-2201	美容業生活衛生同業組合
	広島県美容業生活衛生同業組合世羅支部	722-1112	世羅郡世羅町本郷字川口5-6	(0847)22-2252	
	広島県美容業生活衛生同業組合尾道支部	722-0045	尾道市久保二丁目5-10	(0848)37-4824	
広島県美容業生活衛生同業組合因島支部	722-2211	尾道市因島中庄町4513-4	(0845)24-0454		
広島県美容業生活衛生同業組合福山支部	720-0031	福山市三吉町四丁目13-32	(084)932-1259		
広島県美容業生活衛生同業組合府中支部	726-0003	府中市元町495-10	(0847)45-6283		

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団 体 の 種 類 等
同業組合	広島県理容生活衛生同業組合三原支部	723-0041	三原市和田二丁目17-19	(0848)62-6806	理容生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合甲山支部	722-1114	世羅郡世羅町東神崎357-11	(0847)22-0603	
	広島県理容生活衛生同業組合尾道支部	722-0045	尾道市久保二丁目6-35	(0848)37-2465	
	広島県理容生活衛生同業組合因島支部	722-2323	尾道市因島田熊町5437-3	(0845)22-1872	
	広島県理容生活衛生同業組合福山支部	721-0975	福山市西深津町1-13-6	(084)924-1385	
	広島県理容生活衛生同業組合府中支部	726-0032	府中市府中町736	(0847)41-3278	
	広島県理容生活衛生同業組合三和支部	729-3515	神石郡神石高原町福永1494-2	(08478)7-0210	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合三原支部	723-0014	三原市城町1-2-1	(0848)63-2111	ホテル旅館生活衛生同業組合
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合尾道支部	722-0045	尾道市久保三丁目14-1	(0848)37-1112	
	福山ホテル旅館組合	720-0064	福山市延広町5-23 吉方ビル305	(084)923-0681	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合 府中支部	726-0003	府中市府元町468-3	(0847)46-3111	
	広島県飲食業生活衛生同業組合三原支部	723-0017	三原市港町三丁目3-6	(0848)63-3578	飲食業生活衛生同業組合
	広島県飲食業生活衛生同業組合尾道飲食支部	722-0035	尾道市土堂一丁目15-22	(0848)22-3683	
	広島県飲食業生活衛生同業組合瀬戸田支部	722-2411	尾道市瀬戸田町瀬戸田264-3	(0845)27-2155	
	広島県飲食業生活衛生同業組合因島支部	722-2323	尾道市因島土生町1809-20	(0845)22-2211	
	広島県飲食業生活衛生同業組合世羅支部	722-1123	世羅郡世羅町甲山277-2	(0847)22-0122	
	広島県食肉販売業生活衛生同業組合尾三支部	723-0017	三原市港町一丁目4-15	(0848)62-4272	食肉販売業生活衛生同業組合
	広島県食肉生活衛生同業組合尾三支部	729-0106	福山市高西町三丁目2-14	(084)930-0556	食肉生活衛生同業組合
	広島県すし商生活衛生同業組合尾道支部	722-0002	尾道市古浜町1-13	(0848)23-3625	すし商生活衛生同業組合
	広島県喫茶飲食生活衛生同業組合三原支部	723-0014	三原市城町二丁目4-18	(0848)81-0345	喫茶飲食生活衛生同業組合
広島県喫茶飲食生活衛生同業組合尾道支部	729-0141	尾道市高須町1274-1	(0848)46-1478		
広島県喫茶飲食生活衛生同業組合因島支部	722-2324	尾道市因島田熊町須臾区	(0845)22-5112		
三原食品衛生協会	723-0015	三原市円一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所内	(0848)64-2910	食品衛生協会	
尾道食品衛生協会	722-0002	尾道市古浜町26-12 尾道庁舎内	(0848)23-8130		
因島食品衛生協会	722-2324	尾道市因島田熊町4482-1 因島福祉会館内	(0845)22-3259		
自治体	三原市食生活改善推進員連絡協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1サン・シープラザ内	(0848)67-6234	食生活改善推進協議会
	尾道市保健推進員連絡協議会	722-0017	尾道市門田町22-5	(0848)24-1177	
	世羅町食生活改善推進協議会	722-1112	世羅郡世羅町本郷947	(0847)25-0294	
	三原市公衆衛生推進協議会	723-0014	三原市城町一丁目2-1 三原市総合福祉センター内	(0848)67-5830	公衆衛生推進協議会
	尾道市公衆衛生推進協議会	722-0017	尾道市門田町22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848)24-1177	
	世羅町公衆衛生推進協議会	722-1121	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847)22-4513	
	三原断酒友の会	723-0017	三原市港町二丁目5-10	(0848)63-1667	断酒会
	尾道断酒うず潮会	722-0062	尾道市向東町1770-16	(0848)45-3171	
	因島断酒のついで	722-0062	尾道市向東町1770-16	(0848)45-3171	
	広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所内	(0848)25-2011	荒せい利等薬物乱用防止指導員地区協議会
三原市母子保健推進員会	723-0014	三原市城町一丁目2-1	(0848)67-6061	母子保健推進協議会	
因島愛育連合会	722-2324	尾道市因島土生町7-4	(0845)22-0123		
世羅町母子保健推進員	722-1121	世羅郡世羅町本郷947	(0847)25-0295		
その他	三原パーキンソン病友の会	723-0015	三原市城町一丁目2-1 三原市社会福祉協議会内	(0848)67-9339	難病患者・家族の会
	リウマチ同病者「すみれ会」	723-0064	三原市西宮一丁目4-32	(0848)62-7024	
	肝臓病患者会「三原肝友会」	723-0014	三原市城町一丁目22-13	(0848)64-4114	
	心臓病の子どもを守る会	723-0051	三原市宮浦一丁目6-11	(0848)63-5412	
	膠原病患者の会「あんず会」	729-2361	三原市小泉町32-34	(0848)66-3969	
	尾道難病友の会	722-0002	尾道市古浜町26-12 東部保健所保健課内	(0848)25-2011	
	尾道パーキンソン病友の会	722-0017	尾道市門田町3-42	(0848)23-3525	
	さくら会(膠原病, 悪性リウマチ)	722-2322	尾道市因島三住町2213-1	(0845)22-4159	
もみじ友の会(脊髄小脳変性症)	722-0026	尾道市栗原町8227-2	(0846)25-2913		